



本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行おうとするものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、翌三日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取しました。八日に質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本案を委員長報告のとおり可決をいたしました。

## 日程第二 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。厚生労働委員長後藤茂之君。

○後藤茂之君 ただいま議題となりました独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

〔後藤茂之君登壇〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人医薬基盤研究所を解散

し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、法の題名を、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に改めること、

第二に、新たな研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図ることとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もつて国民保健の向上に資することを目的とするものとすること、

第三に、新たな研究所は、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究等の業務を行うこと、

本案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

両案は、去る三月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十八日菅内閣官房長官から両案の提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、四月二日に質疑に入り、翌三日厚生労働委員会との連合審査会を行い、四日参考人か

ら意見を聴取しました。

〔柴山昌彦君登壇〕

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、健康・医療戦略推進法案の概要について申し上げます。

本案は、健康長寿社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本的理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるものであります。

次に、独立行政法人日本医療研究開発機構法案の概要について申し上げます。

本案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行いうため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

両案は、去る三月二十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十八日菅内閣官房長官から両案の提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、四月二日に質疑に入り、翌三日厚生労働委員会との連合審査会を行い、四日参考人か

## 官

### 〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本

案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君)



属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを市長が議会の同意を得て選任する総合区長に執行させることができる」としておられます。

また、指定都市及び都道府県の間の二重行政を解消するため、指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設けることとするとともに、指定都市の市長または都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調べるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見を求め、必要な勧告を行うことを求めることがあります。

中核市制度は、現在人口三十万以上とされるいる指定の要件について、人口二十万以上とするとともに、特例市制度に関する規定を削除することとしております。

これに伴い、経過措置として、現に特例市である市については、これまで特例市が処理してきた事務を引き続き処理することとするほか、その人口が二十万未満であっても、施行から五年間は、中核市の指定を受けることができるとしておりま

す。

第三は、新たな広域連携の制度の創設に関する事項であります。

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができるとしておるとともに、連携

協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、総務大臣等に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができることとしております。

また、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長等の名において管理し及び執行することとしております。

このほか、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

#### 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

##### ○議長(伊吹文明君) 総務大臣からの趣旨の説明

に対する質疑の通告がありますので、順次これを行います。橋本岳君。

(橋本岳君登壇)

○橋本岳君 自由民主党の橋本岳です。

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、自由民主党を代表し、安倍総理大臣並びに新藤総務大臣に質問いたしま

す。

むしろ、今後は、一つの自治体でフルセットの行政サービスを行うのではなく、核となる都市との連携、あるいは市町村同士の連携により、小規模な自治体は小規模なままで必要な行政サービスが提供できる体制を整えるべきです。

既に総務省において定住自立構想が推進されていますが、第三十次地方制度調査会の答申でも、地方中枢拠点都市を核とした、集約とネットワーク化の必要性が述べられています。

そこで、総理に伺います。

地方中枢拠点都市を形成していく狙いについてお答えください。

また、その推進に当たっては、財源の裏づけがなければ、絵に描いた餅となります。ことし一月に行われた中核市長と総務省の懇談会でも、私の地元である倉敷市の伊東香織市長から要望があつたはずです。この点について、新藤総務大臣から御所見を伺います。

また、今回の地方自治法改正においては、地方公共団体間の連携協約制度として、事務や政策の役割分担のための新たな枠組みが創設されます。単なる民事の契約やこれまであつた事務の共同処理制度ではない新たな制度を創設することの意義及び推進方策について、総理の答弁を求めます。

昨年、私は、衆議院の調査団の一員として、ヨーロッパの地方制度改革について調査する機会をいただきました。その際に、スペインでは、人口百人以下の基礎自治体が千以上あり、最も小さいものでは人口二、三人と聞いて、驚きました。それは極端だとは思いますが、私は、人口減少社会であるからこそ、今後、小さな単位の地域がさらに大切にされるべきだと感じたところであります。

一方で、自治体としての機能を考えると、日本でも、離島や山間にある小規模町村にあっては、近隣団体との連携による行政サービスの維持も、ハードルが高いと言わざるを得ません。しかし、こうした小規模町村こそ、自然環境保護や国境管理等の観点から我が国に非常に重要な意味を持つことが多く、決して切り捨てることがあつてはなりません。

そこで、総理にお伺いします。このような小規模町村における行政サービスを維持するための方策についてお答えください。

第三十次地方制度調査会の答申においては、大都市制度の見直しについても指摘がありました。それに基づいて策定された今回の法案では、昭和三十一年の指定都市制度創設以来の非常に重要な改正を行うものと理解しております。その趣旨について、新藤総務大臣から御説明をお願いいたしました。

今回、中核市と特例市を統合することとしているが、このことにより、どのような効果が期待されるのでしょうか。安倍総理にお尋ねします。

また、特例市から中核市に移行するためには、保健所の設置などがハードルとなります。経過措置をどのように考へておられるか、新藤総務大臣にお伺いします。

さて、先般、我が自民党において、道州制推進本部総会が開かれ、道州制について平場での議論が再開されました。さまざまな意見があるところであり、丁寧に議論を進めなければなりません。私は、できるだけ早期に、具体的な道州制のあり方について国民的な議論を行う場を設けることが、まず大事だと考へています。

そこで、道州制の推進についてどのように考へておられるか、総理の御所見を伺います。

最後に、議場におられる議員諸兄姉に一言申し上げます。

掲げる政策や立場は異なりますが、全ての皆さんに、愛する地元やふるさとがあるはずです。冒頭申し上げたとおり、今後の日本は、人口の激減という、これまでの政策の前提や常識が通じない世界に突入します。

地方制度を考えるに当たっても、現在の形にとらわれてはなりません。過去の流れにもとらわれてはなりません。未来に暮らす子供たちや孫たちに、よりよいふるさと、よりよい日本を残せるよう、来るべき将来を真摯に見通し、前向きかつ柔軟、そして大胆な御議論を賜りたい。

人口減少と高齢化は、いずれほかの国々も同様の問題を背負う、先進国の共通課題であります。本法案は、その先駆けとしての地域モデルを示すものであります。

未来のために、今こそ、本法案を成立させるべきであります。

このことを申し上げ、自由民主党を代表しての私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣（安倍晋三君） 橋本岳議員にお答えをいたしました。〕

市町村合併についてのお尋ねがありました。

平成十一年以来政府が行つてきた、市町村の自主的な合併の推進は、平成二十一年度末で一区切りとしたところであります。

今回の法改正により、これまでの手法に加え、地方公共団体が連携できる新たな制度を創設することにより、これまで以上に、地域の実情に応じた行政サービスの提供体制を市町村みずから選択できるようにしてまいります。

議員御懸念の、市町村合併を強制していくといふことは、もとより考えておりません。

小規模町村における行政サービスの維持についてはのお尋ねがありました。

小規模の市町村も、我が国にとって、さまざまな点で重要な役割を果たしており、その機能を維持することは大変重要と考えています。

市町村間の連携によつて地域の課題を解決していくことが難しい場合には、小規模の市町村と都道府県が連携して行政サービスを持続的に提供していくことも、選択肢の一つと考えます。

専門性が要求される福祉の業務やインフラの維持などを都道府県が支援できるよう、連携協約及び事務の代替執行の制度を創設することにより、

新たな広域連携制度についてお尋ねがあります。今回創設する連携協約は、地方公共団体が連携して事務を行いうる際の基本的な方針及び役割分担を議会の議決を経て定めることとするとともに、紛争が生じた場合の解決の仕組みを設けるものであります。これにより、新たな組織を立ち上げることなく、簡素で効率的な相互協力を継続的、安定的に進めていこうとするものであります。

この制度を活用した新たな広域連携については、先行的な取り組みに対する支援を通じて制度の普及に努めてまいります。

小規模町村における行政サービスの維持についてはのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、小規模の市町村も、我が国にとって、さまざまな点で重要な役割を果たしており、その機能を維持することは大変重要と考えています。

市町村間の連携によつて地域の課題を解決していくことが難しい場合には、小規模の市町村と都道府県が連携して行政サービスを持続的に提供していくことがあります。

〔国務大臣（新藤義孝君） 橋本議員から、三点のお尋ねをいただきました。〕

まず、地方中枢拠点都市圏の推進策についてお尋ねをいただきました。

まず、地方中枢拠点都市圏の取り組みを推進するため、今年度は、国費により、国が積極的に支援をして先行的なモデルを構築し、平成二十七年度から、本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図つてまいります。

小規模の市町村の行政サービスが維持されるよう安心して快適な暮らしを営んでいただけるよう、元気な地方をつくっていくことが極めて重要です。

そのため、地方活性化の拠点として、人口二十万人以上の市と近隣の市町村が連携して、人々の暮らしを支え、地方の経済を牽引していく役割を果たすことを目的に、地方中枢拠点都市圏を形成してまいります。

新たな広域連携制度についてお尋ねがあります。道州制の導入は、地域社会の活性化や行政の効率化などを目指し、国のあり方を根底から見直す大きな改革であり、国民的な議論が必要です。

そのため、現在、橋本議員も役員を務めておられる、自民党的道州制推進本部においても、道州制国民会議の設置を含む道州制に関する基本法案の早期制定を目指し、精力的に議論を行つてまいります。

今後、政府としても、連携を深め、取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣（新藤義孝君） 橋本議員から、三点のお尋ねをいただきました。〕

まず、地方中枢拠点都市圏の取り組みを推進するため、今年度は、国費により、国が積極的に支援をして先行的なモデルを構築し、平成二十七年度から、本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図つてまいります。

また、内閣官房において、地域活性化に関係する省庁が横串で連携をするプラットホームを既につくっています。この中で、地方中枢拠点都市圏の取り組みに対する国の支援を複合化、そして総合化してまいりたいというふうに考えております。

この取り組みを通じ、地方中枢拠点都市圏構想を推進してまいります。

次に、今回の改正案における指定都市制度の見直しの趣旨についてお尋ねをいただきました。

今回の改正は、第三十次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市内の住民自治の強化を図ることや、都道府県と指定都市の二重行政の解消を図ることを趣旨とするものであります。

今回の指定都市制度の見直しは、議員御指摘のとおり、昭和三十一年の制度創設以来の大きな改正であり、重要なものと認識しております。

最後に、中核市制度と特例市制度の統合に係る経過措置についてのお尋ねをいただきました。

今回の地方自治法改正案では、現に特例市である市が特例市として行っている事務については、引き続き処理できることとしております。

また、人口二十万以上の特例市については、保健所の設置等を行えばいつでも中核市に移行できることになりますが、人口二十万未満の特例市については、保健所の設置等の準備を進めることにより、法律の施行後五年間は中核市へ移行できるようになるための経過措置を設けておるわけあります。

これにより、制度統合の効果を最大限発揮できるものと考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、次の質疑者、原口一博君。

〔原口一博君登壇〕

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

安倍総理、安倍政権の政治姿勢について、危ぶむ声を耳にします。

内閣法制局、そして公共放送の件しかり、権力の歯どめとなるべきところ、権力をチェックするべきところに党派性や特定の主張を持ち込み、支配を強めていく手法をとるとするならば、それは、これまでの保守政権でも踏み込まなかつたような手法であり、民主主義、立憲主義の根底を揺るがすものではないかと、私も強い危惧を抱いています。

地方との関係についても同様です。

日本国憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律、すなわち地方自治法で定めるときとされています。

憲法九十二条に言う地方自治の本旨とは何でしょうか。これは、単に自治を定めただけではなく、政治の民主化のための条文と解されるのではありません。

そこで、安倍総理に伺います。

まさに、地方公共団体と住民の自主自立、ともに主体的に行動していくことが、地方自治の最重要な鍵であります。その自主自立を脅かすような強制性を伴う施策は、自主自立の理念に反する施

策でありますし、そういう施策を展開する内閣

自治法を改正する資格を欠くと私は考えます。民主党政権では、特色と魅力にあふれた地域づくり、透明性が高く住民満足度の高い公共サービスを行えるようにするために、地域のことは地域で決めるようにする地域主権改革を大胆に推進してきました。國、地方協議の場を法制化。一括交付金を創設しました。霞が関の意向に沿わないと何もできないひもつき補助金から、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる制度に抜本的に改めました。

ところが、政権は、政権交代直後に、一括交付金を廃止して、ひもつき補助金を復活させました。その際、一括交付金は使い勝手が悪かったとか理屈をつけて廃止しましたが、現に、沖縄の一括交付金は現在も残り、地元からも高い評価を得ていることを踏まえれば、それは無理な理屈であったことは明々白々であります。

現状では、自由な財源をどんどん削つて地域の自主性を奪い去り、ひもつき補助金で地方を締めつけないことを踏まえれば、それは無理な理屈であります。

そこで、安倍総理に伺います。

憲法九十二条に、地方自治の本旨とは何ですか。これは、単に自治を定めただけではなく、政治の民主化のための条文と解されるのではありません。

そこで、安倍総理に伺います。

まさに、地方公共団体と住民の自主自立、ともに主体的に行動していくことが、地方自治の最重要な鍵であります。その自主自立を脅かすような強制性を伴う施策は、自主自立の理念に反する施

策でありますし、そういう施策を展開する内閣

の対応等の観点から、基礎自治体である市町村の

規模、能力の充実、行財政基盤の強化を目指して、合併特例債、合併算定がえといった財政支援と、段階補正の見直しなど地方交付税制度の削減といった政策によって、半強制的に推進されてきました。

その結果、さまざまな弊害が出ていることは、先ほどの議員の指摘の中にもあつたとおりです。

第一に、合併特例債です。

合併後十年間、借金をしても七割は国が負担を

する合併特例債は、多くの公共事業を誘発しました。

合併特例債は、残高は、平成二十三年度末には四兆円弱にも達しています。今後、償還が自治体財政の大きな負担となり、財政運営の困難さが増すことが予想されます。

とりもなおさず、それは、増税や公共サービスの削減という形で住民の肩にのしかかってくることになりますが、政府として、残高削減をどのようにしてなし遂げていくつもりなのか、新藤総務大臣に伺います。

第二に、合併算定がえです。

合併算定がえは、合併前の旧市町村ごとに算定される額を下回らないよう普通交付税を算定する特例ですが、旧合併特例法による期限は十年です。平成十六年、十七年度に駆け込み合併を行った多くの自治体が、この一、二年の間に期限切れを迎えます。

三位一体改革は、地方を大きく疲弊させました。五年で段階的に廃止といえども、交付税への依存度の高い自治体については、合併算定がえの終了のインパクトは相当大きなものとなることが予想されます。

そういう自治体には、行財政改革を促すの

か、それとも何らかの財政支援措置を検討するのか、政府としての対応について、新藤総務大臣に伺います。

第三に、住民と自治体との距離感の問題です。無理な合併を重ねた結果、住民と自治体との距離感が遠くなり、住民の声が行政に届きにくくなつた、サービスの質が低下したとの声を耳にします。特に、平成大合併の中で誕生した政令指定都市について、そついた声が出ているのではないか。

今回の改正案では、政令市の区を総合区にし、特別職の総合区長を置いて行政の権限を強化するとしています。

総合区長は、市長が市議会の同意を得て選任するものの、有権者が解職請求できることとされています。これだけを見ると、住民自治に資するものと見受けられます。しかし、住民と自治体の距離感が広がつたことを受けた措置であるとなると、話は、議論は大分変わつてきます。

大合併の際に、人口要件の運用基準を中途半端に緩和したことにより、政令市昇格を狙い、地理的つながりの乏しい地域や半ば過疎化している地域をのみ込む形で無理やり合併した自治体が、今、距離感の問題に直面しているのではないか。

住民の声が届きにくくなつたり、住民サービスが低下したり、市としての一體的運用が困難となつたりするなど問題が噴出してきたから、合併前の市町村に戻すことに等しいような総合区を設けるという事態に至つたのではないかと言ふ人さえいます。新藤総務大臣の御見解を求めます。

地方制度調査会の答申では公選区長の検討についても言及されていますが、そこまでいくと、合併前、振り出しに戻る感も否めません。新たな序舎建設などのコストがかかるおそれもあると考えますが、新藤総務大臣の御見解を求める所です。

以上のように、平成の大合併は、さまざまな弊害を生んだ面があります。今後、市町村合併についてはどのような方針で臨まるのですか。再度、安倍総理大臣の御答弁をお願いします。

最近の道州制の議論についても、同様のことが言えます。

二重行政解消のかけ声はいいのですが、住民に一番身近な市町村の行財政基盤の確立もなく、距離感についての精緻な議論もないまま、都道府県合併だけを進めれば、どうなるでしょうか。結局は、市町村をサポートするため、道州のもとに今一つの都道府県と変わらぬ体制を置くことになつてしまふのであれば、逆に行政コストが増大しかねません。

まずは、市町村への権限、財源移譲を進め、都道府県の役割が相当程度縮小した段階において道州制に本格的に移行していく方が理にかなつていよいですが、安倍総理大臣の御見解を伺います。

なお、今回の改正案の提案理由には、二重行政の解消が掲げられています。  
これまで、二重行政及びその解消という言葉は、使用者によって、意味するところが大きく異なりました。それが議論を混乱させてきた面もあります。

政府として、二重行政をどう定義しているの

あわせて、これまでどれくらいの費用がかかつてきたのか、今回の改正によってどの程度解消されるのか、具体的な数字をお示しください。

最近の道州制の議論については、国主導の強制大綱を閣議決定して、地方が自主的に進められる道州制への動きを国として支援する改革を進めてまいりました。

強制、支配を強めていくことは、地方の自主性とは相入れないものです。現実に道州制を導入していく際には、強引な手法はやめるべきではありますか。

国全体としての道州制の移行は先になるとしても、徐々に形にしていき、国民の目に見えるものにしていくという観点から、私たちは、九州広域機構、関西広域連合のよう、みずから手を上げ、みずから決定している地域を支援することが大事だと考えています。

まずは、市町村への権限、財源移譲を進め、都道府県の役割が相当程度縮小した段階において道州制に本格的に移行していく方が理にかなつていよいですが、安倍総理のお考えを伺います。

最後に、民主党は、国民の側に立ち、立憲主義、民主主義を大切にしつつ、政権担当の経験を存分に生かし、地域主権改革のみならず、地に足のついた改革を進めていくことをお約束して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 原口一博議員にお答えをいたします。

地域自主戦略交付金の廃止などについてお尋ね

がありました。

地域自主戦略交付金については、地方から、窓口の一元化や手続の簡素化などの課題が指摘されていたことなどから、平成二十五年度に廃止し、各省庁の交付金等に移行しました。

その際、地方の意見を踏まえ、地方にとつて使い勝手のよいものとしたところであり、今後も、不斷の検討を行い、真に地方にとつて効果が高く、使い勝手のよい施策の仕組みづくりを推進してまいります。

なお、国庫補助負担金については、国の過度の関与等により地方公共団体の自主的、自立的な行政運営が損なわれることがないよう、見直しを行つてきたところであります。

市町村合併についてお尋ねがありました。

平成十一年以来政府が行つてきた、市町村の自動的な合併の推進は、平成二十一年度末で一区切りました。これにより、これまで以上に、地域の実情に応じた行政サービスの提供体制を市町村みずから選択できるようにしてまいります。

道州制についてお尋ねがありました。

道州制の導入は、国と地方のあり方を根底から見直す大きな改革であり、与党とも連携しつつ、国民的な議論を深めていく必要があると考えます。

与党における道州制に関する基本法案の検討に際し、地方団体とも丁寧に意見交換を重ねております。

議員御指摘の道州制への移行プロセスのあり方も含め、道州制の検討に当たっては、政府としても、地方団体の声を十分に聞きながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 原口議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、合併特例債の残高削減についてのお尋ねであります。

合併特例債は、将来的に適切な財政運営を担保するため、合併する際に策定した市町村建設計画において発行額を定めています。

その元利償還額については、政府として確実に交付税を措置しておりますが、合併後の新しい市

町村においても、適切な行財政運営を行うことにより、確実に償還していくことが必要である、このように考えております。

次に、合併算定が終了に伴う対応についてお尋ねであります。

合併算定が終了後、交付税算定についてお尋ねであります。

また、総務省としては、必要な行財政改革は今後も進めていただきたいと考えておりますが、一方で、例えば合併市町村の支所について、コミュニ

ニティーの維持、活性化等の役割や、災害時の拠点としての重要性が増しているなど、合併時点では想定されなかつた新たな財政需要が生じているものと認識をしているわけあります。

このため、合併による市町村の姿の変化に対応

した交付税の算定について、平成二十六年度以降五年程度の期間で、支所に要する経費の算定、人口密度等による需要の割り増し、標準団体の面積

目について見直しを行うこととしております。いずれにしても、引き続き、地方団体の御意見も聞きながら、市町村の姿を踏まえた財政需要を的確に把握し、交付税算定に反映させるよう検討を進めてまいります。

次に、総合区についてのお尋ねをいただきました。

指定都市は、基礎自治体であるにもかかわらず、人口規模が都道府県並みであることから、合

併により指定都市となつた市のみならず、全ての指定都市において、住民自治の強化は共通する課題であると思つております。

このため、今回の地方自治法改正案により、指

定都市は、指定都市の区にかえて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができるとしているわけであります。

次に、指定都市の区長公選制についてお尋ねがありました。

指定都市の区長公選制については、第三十次地

方制度調査会において、行財政改革の観点や、一つの地方自治体の中に複数の公選の職があることの是非などが議論され、答申において、引き続き検討すべきとされたところであります。

今回の地方自治法改正案においては、当該答申を踏まえ、まずは、市長が議会の同意を得て選任する総合区長を置くことができるることとし、市長が指揮監督権を持つことにより、指定都市全体の経営を一体的に行うこととする制度とした

ところであります。  
最後に、都道府県と指定都市の一重行政についてのお尋ねであります。

二重行政については、明確な定義はありませんが、第三十次地方制度調査会においては、同一の公共施設を整備し、または同一施策を重複して実施すること、密接に関連する行政分野等を事務分担し、調整する必要が生じているもの、指定都市が行う事務処理に都道府県が関与することにより調整する必要が生じているもの等が議論をされました。

二重行政の問題については、国と地方、都道府県と指定都市等のさまざまな段階で指摘されることがあり、また、その対象が政策レベルから事務レベルまで非常に幅広い分野にわたるため、これを明確に金銭的なものに換算することは困難であります。

このため、都道府県から指定都市への権限移譲や、指定都市都道府県調整会議の設置等により、極力二重行政の解消を図つてまいりたいと考えております。

次に、指定都市の区長公選制についてお尋ねがありました。

このため、都道府県は、昭和三十年にかけての地方自治法改正により指定都市が創設され、阪の現状も踏まえながら、指定都市制度の見直しを中心に行なっています。

初めて、指定都市制度の見直しについてお伺いいたします。

指定都市制度に係る今回の見直しは、昭和三十一年の地方自治法改正により指定都市が創設されて以来、約半世紀ぶりの改正です。今までほとんど手がつけられることのなかつた指定都市制度を見直すこと自体は、大いに評価をいたします。ただ、その内容については疑問の残るものとなつており、以下の事項について質問をいたします。

まず、総合区についてですが、改正案によると、指定都市の選択により、これまでの行政区にかえて総合区の設置が可能となり、総合区の事務は条例で定めるとされています。

住民自治の充実の観点から考えれば、住民の生活に直結する事務については、できる限り住民の近くで行われるべきと考えます。

総合区はどのレベルの事務を担うことになるの

置く大阪では、大阪都構想を進めるに当たり、大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置を目指すのか、あるいは、今回の地方自治法改正案による改革を目指すのか、熱を帯びた議論がなされています。

いざれにせよ、結党以来、都市政策を最重要課題の一つとして取り組んでまいりました我が党といたしましては、よりよい仕組みとなりますよう、引き続き力を尽くしてまいる所存であります。

いざれにせよ、結党以来、都市政策を最重要課題の一つとして取り組んでまいりました我が党といたしましては、よりよい仕組みとなりますよう、引き続き力を尽くしてまいる所存であります。

本案により、住民自治の充実と二重行政の解消について、実際にその推進が図られるかどうか、非常に重要なポイントであると認識しており、大阪の現状も踏まえながら、指定都市制度の見直しを中心に行なっています。

本案により、住民自治の充実と二重行政の解消について、実際にその推進が図られるかどうか、非常に重要なポイントであると認識しており、大阪の現状も踏まえながら、指定都市制度の見直しを中心に行なっています。

か、また、条例で定めれば中核市レベルの事を担うことも可能になるのかについて、新藤大臣にお伺いいたします。

また、区の役割を拡充するためというのであれば、現在の指定都市の区ではその範囲が狭過ぎるため、場合によっては合区が前提になるのではないかと思いますが、この点について、どのような見解をお持ちであるのか。また、総合区の規模についても法定すべきではないかと考えますが、この点についても、あわせて新藤大臣の見解をお伺いいたします。

次に、総合区長についてお伺いいたします。

総合区長は、事務の執行について当該指定都市を代表する者とされているにもかかわらず、区域に基づく政令又は条例により市長が執行することのまちづくりを推進する事務など本案に掲げられた事務を執行するに当たり、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く」とされており、実際に総合区長が執行可能な事務は限定的になるのではないかと危惧しております。

「事務の執行について当該指定都市を代表する」と法定するのであれば、総合区長の事務の範囲は、より具体的かつ広範囲に法定すべきであると考えます。

さらに、総合区長には、当該総合区の職員の任免権、市長に対し、総合区に係る歳入歳出予算についての意見を述べることができます。これまでの行政区の区長よりも強い権限が与えられることがになっていますが、結果的には、指定都市の規則で定める主要な職員の任免については市長の同意が必要であることや、総合区の予算については単に意見を述べることにとどまることがあります。完全

な人事権や予算編成権は認められておらず、都市内分権を進めるには不十分な内容となつているとお考えます。

これら総合区長への権限移譲に関してどのように認識をお持ちか、新藤大臣の御見解をお伺いいたします。

また、本案における総合区長は、特別職であり、一般的な他の職員と異なるとはいって、役人であることに変わりはありません。

総合区長が地域の事務を総合的に責任を持つたためにも、地域の声に耳を傾け、それぞれの地域の実情に応じたサービスの充実を図るためにも、民主的正当性、つまり、公選制が不可欠であると考えます。

海外の例を見れば、アメリカ・ニューヨーク州マンハッタンなど五つの区も、自治体ではなく行 政区の位置づけですが、区長は公選されています。フランス・パリの二十の区も、行政区であります。議会を有し、区長は議会から選ばれる仕組みとなっています。

我が国においても、昭和三十一年の政令市制度の創設時に廃止されましたが、昭和二十二年の地方自治法制定と同時に創設された特別市制度では、行政区に公選区長を置くことになつております。

我々は、政治主導で真のニア・イズ・ベターを実現するため、完全な人事権や予算編成権を区長に認めることは、公選区長でなければならないと考

えます。

総理にお伺いいたします。

本案において区長公選制を選択できる仕組みを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、地方制度調査会の第三十次答申では、「新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案・請願等の審査を行うこととするべきである」とされていました。

にもかかわらず、それを踏まえて作成されたはずの本案には、常任委員会の必置規定が置かれていません。

我が党は、本来であれば、総合区長は公選とし、完全な人事権や予算編成権を付与して、そのチエック機能としての議会を総合区に設置すべきであると考えています。

よつて、少なくとも本案においては、区常任委員会を必置することにより、区において選出された、地域や住民に密着した議員による民主的統制を図るべきであると考えます。

なぜ、第三十次答申に沿うことなく、区常任委員会を必置としないことになつてしまつたのか、新藤大臣にその理由をお伺いいたします。

我々は、政治主導で真のニア・イズ・ベターを実現するため、完全な人事権や予算編成権を区長に認めることは、公選区長でなければならないと考

えます。

本案において区長公選制を選択できる仕組みを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

我が党は、広域自治体と基礎自治体との役割を明確に分けることにより二重行政の完全な解消を目指しておりますが、本案においては、二重行政の解消を目的として、指定都市と都道府県の協議の場として設けるものであり、これまで指定都市や道府県が実際に設置してきた連絡調整の場を法定化するものである点については、一定の評価を与えるべきと考えます。

しかしながら、本案では、新しい裁定等の仕組みとして、総務大臣が、指定都市都道府県勧告調査会の意見を求めた上で、必要な勧告を行うこととなつており、そもそも、日常的に地域の実情を把握する立場にない総務大臣の勧告がどの程度の実効性を持つのか、疑問であります。また、総務大臣の勧告に従わなければならないとする法的な拘束力がないため、必ずしも解決につながらないのではないかという懸念も残ります。

さらに、会議の構成員として、市長と知事を基に、議会の選挙で選出された議会の代表者も加えることができるとされていますが、議会を代表して入るのであれば、調整会議で決議されたことは、その後の議会審議において一定の拘束力を与える仕組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これらの点についてこのような認識をお持ちであるのか、新藤大臣の御見解をお伺いいたします。

中核市制度と特例市制度の統合についてお伺いいたします。

本案は、第三十次答申を踏まえ、中核市の指定の要件を人口三十万人以上から人口二十万人に引き下げ、特例市の規定を削除することとし、現在の特例市を保健所の設置を条件に新たな中核市とし、さらなる事務の移譲が可能となる仕組みとしています。

この点については評価するところではあります

が、第三十次答申では、「今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられる」としてお

地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井上英孝君の質疑

事務を新たに引き継ぐ場合においては、業務の専門性の維持が大きな課題となつております。

そこで、特例市から新中核市への移行がスムーズに進むように、都道府県や既に事務を行つてゐる市からの人事交流等の人材支援を積極的に行うことなどの準備が必要になると考えますが、国としてどのように対応していくのか、新藤大臣の御見解をお伺いいたします。

まず、連携協約制度は、第三十次答申による、地方公共団体間ににおける柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化したのですが、各地方公共団体において、現在既に、産業振興、災害対応などの各分野で、協定の締結等による連携が図られております。それにもかかわらず、今回、あえて地方自治法上の制度として導入した理由を、安倍総理にお伺いいたします。

また、同制度には、自治紛争処理委員による処理方策の提示という、ほかの制度にはない紛争解決の仕組みも用意されています。

どのような効果を期待して、連携協約制度にのみこのような仕組みを設けることとしたのか、また、提示を受けた地方公共団体は応じる義務が生じるのか、新藤大臣にお伺いいたします。

次に、事務の代替執行制度の創設についてお伺いいたします。

同制度は、第三十次答申において、「地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市等の一定以上の人口規模のある都市から相当の距離があるような地域については、基礎自治体間の広域連携だけによ

り課題を解決することは難しいものと考えられる。今後は、このような地域において基礎自治体が提供すべき行政サービス等に関する、都道府県が地域の実情に応じて補完的な役割をより柔軟に果たすことも必要である」とされたことを踏まえます、本案に盛り込まれた制度であります。

しかしながら、答申では都道府県による補完とされていたにもかかわらず、それを踏まえて作成されたはずの本案には、事務の代替執行は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体の求めに応じて、他の普通地方公共団体の名により代替執行を行うとの規定となつており、市町村の事務の都道府県の補完にとどまらず、市町村間による代替執行になると考えられます。

また、事務の代替執行は、他の地方公共団体名によりといふ部分を除けば、事務の委託に近いものであり、現行の事務の共同処理の延長線上の制度と考えられます。このため、条例で定めることで、中核市において市長が執行する事務を総合区が担うこととするのも可能であります。

区長公選制についてお尋ねがありました。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上英孝議員にお

のを進めている大阪の改革を超えることができないのではないかと考へています。

よりよい都市政策を生み出していくためにも、お尋ねをいただきました。

まず、総合区において担う事務についてのお尋ねです。

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 井上議員から、九点の

お尋ねをいただきました。

総合区の事務所が分掌する事務は条例で定めることとするのは、それぞれの指定都市において判断することにしております。このため、条例で定めることで、中核市において市長が執行する事務を総合区が担うこととするのも可能であります。

次に、総合区の規模についてであります。

総合区は、それぞれの指定都市が地域の実情に応じて柔軟に導入することができます。そこで規範についての規定は設けておりませんが、総合区を導入しようとする際に議論し、合区を行うこともあります。

今回の地方自治法の改正を機に、それぞれの指定都市において、どのような区のあり方がふさわしいのか、十分に御議論をいただきたいと考えております。

次に、総合区長への権限移譲についてお尋ねをいたしました。

指定期間は、人口規模が都道府県並みであり、そのカバーするサービスも幅広くなることから、政策や企画の立案を含め、住民に身近なところでおこなわれることとしたものであります。

そのため、総合区長は、条例で定めることにより、法令上の市長の事務を広範囲に執行することを可能としているほか、総合区長が執行する事務



首長のリーダーシップが求められているのは当然であります。私ども公明党は、その鍵を握るのは、地方議会であり、地方議員の存在だと考えております。

多様な住民ニーズに対応し、粘り強く合意形成を図りながら、地方公共団体の団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う地方議会は、ますますその役割が大きくなっていると実感しております。

そうした最前線の地方議員三千名と国会議員の確かなネットワークが、我が公明党の財産であり、誇りであります。

今回の地方自治法の改正案についても、公明党として、丁寧に議論をしてまいりました。指定都市の議会議員からも直接意見を聞きながら、議論を深めてまいりました。

その上で、地方議会の役割を重視する観点から、改正案について幾つか質問をいたします。

第一に、指定都市都道府県調整会議について伺います。

指定都市と都道府県との間の一重行政について伺います。

第一に、指定都市都道府県調整会議について伺います。

指定都市と都道府県の二重行政の問題について伺います。

市においては道府県から独立し地方が担う全ての事務を分担する特別自治市構想の提案があり、第三次地方制度調査会において議論がされたと認識をしております。

指定都市と都道府県との間の一重行政について、多くのところで指摘されております。地方においても行政改革は徹底的に行わなければなりません。

こうした無駄をなくすため、指定都市と都道府県が膝詰めで話し合う場を設けることが必要であります。こうした会議の中で、条例による事務処理特例の制度を活用した、都道府県から指定都市への権限移譲について、協議することも一つの方

法でしよう。

既に、そのような場を設けて議論をしている地域から報告もいただいているところであります

が、万が一にも、感情のもつれ等から話し合う場

すら設けられないという事態は避けるべきであります。

このため、今回の地方自治法改正により、指定都市都道府県調整会議を設置することを制度化しています。

問題は、この会議の構成員であります。

改正案では、指定都市の市長と都道府県の知事となつており、議会の議員については、構成員に加えることができるところとされていますが、必ず入る構成員とはなつていません。その理由について、総務大臣にお伺いします。

また、指定都市都道府県調整会議に議会の代表者を適切に入れるよう、国として促していくべきではないかと考えます。ここは、政府の取り組みとして重要と考えますので、総理にお伺いをいたします。

指定都市と都道府県の二重行政の問題については、その解決のため、指定都市市長会から、大都市においては道府県から独立し地方が担う全ての事務を分担する特別自治市構想の提案があり、第三次地方制度調査会において議論がされたと認識をしております。

現在、指定都市の区長は、一般職の職員から市長が任命をします。区長は、通常は、局長級または部長級の人材でありますから、適切に事務を処理することを当然に予定されているものと考えますが、一方、その区において、難しい地域的な課題が存在する場合や、本庁舎からは距離があつてなかなか市長の目が行き届かないような場合には、一般職の区長が対応し解決することが可能であるかどうか、問われるわけであります。

その際、適切な対応ができる区長であるかどうかを誰が見きわめるのかということも重要であります。その判断は、市長だけではなく、議会も関与することを可能とすべきと考えます。

今回の地方自治法改正により、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことを可能とする選挙肢をふやしました。これは、評価できることで

指定都市の区に、どのような仕事を任せることか。住民により身近な区に、住民に身近な事務をより多く任せることができ一般的に望ましいと考えますが、それは、指定都市のこれまでの沿革や区の規模等を踏まえて、それぞれの指定都市の実情に応じて決めるべき問題であります。

しかしながら、現在、区の事務所が分掌する事務については、市長が自分で定めることとなつておられます。

よりきめ細かな住民サービスを提供する上で、区のあり方は、これから指定都市の経営にとって非常に大事な問題であります。団体意思を決定する議会も、しっかりと、区のあり方について議論をし、関与すべきと考えますが、総理の御見解を求めます。

第三に、総合区について伺います。

現在、指定都市の区長は、一般職の職員から市長が任命をします。区長は、通常は、局長級または部長級の人材でありますから、適切に事務を処理することを当然に予定されているものと考えますが、一方、その区において、難しい地域的な課題が存在する場合や、本庁舎からは距離があつてなかなか市長の目が行き届かないような場合には、一般職の区長が対応し解決することが可能であるかどうか、問われるわけであります。

その際、適切な対応ができる区長であるかどうかを誰が見きわめるのかということも重要であります。その判断は、市長だけではなく、議会も関与することを可能とすべきと考えます。

今回の地方自治法の改正により、指定都市の区の役割を拡充する方策がとられるわけであります

が、議会の役割を重視する観点からは、区に対する議会の関与を強める必要があると考えます。

世界の大都市に目を向ければ、同じ大都市の中に区を設けた上で区議会を設けて、住民の意見を行政に反映させているところもあります。しかし

あります。

また、総合区については、その指定都市の事情に合わせて、全部の区について導入することも可能です。導入しないとすることも可能であります。全部の区に導入することを目標としつつ、入り口論として、まずは一部の区から導入することも可能です。

さらに、総合区を設置するときには、現在の区域のままで総合区を置くという方法もあります。しかしながら、総合区の体制を整備することを契機として、区域を見直した上で総合区を設置することも一つの方法であります。

そこで、総合区の導入方法についてお伺いします。

総合区の導入の際、区の区域を見直すことについてどのように考えるか、総務大臣の見解を求めます。

また、指定都市の一部の区に総合区を設置する場合には、総合区と一般行政区の間に行政サービスの格差が生じるのではないかとの懸念があります。あわせて総務大臣の見解を求めます。

第四に、指定都市の議会による、区の監視のあり方について伺います。

今回、地方自治法の改正により、指定都市の区の役割を拡充する方策がとられるわけであります

が、議会の役割を重視する観点からは、区に対する議会の関与を強める必要があると考えます。

世界の大都市に目を向ければ、同じ大都市の中に区を設けた上で区議会を設けて、住民の意見を行政に反映させているところもあります。しかし

既に、そのような場を設けて議論をしている地域から報告もいただいているところであります

。現在、指定都市の中には、都市内分権を進めるため、区に多くの仕事を任せる指定都市もあれば、区が行う事務としては住民票の発行などの窓口業務に限定させる指定都市もあります。

題やコストの問題から、理解を得るのは難しいと考えます。

そこで、第三十次地方制度調査会答申においては、指定都市の議会に区常任委員会を置くことが指摘されました。

特に、総合区を置く場合には、先ほどもお話をありましたが、市議会に総合区常任委員会を設置することも考えられます。

これは重要なアイデアであると考えますが、これは規定がありません。

今回の地方自治法改正には、規定がありません。区常任委員会について法制化しなかつた理由について、総務大臣に伺います。

第五に、連携協約や事務の代替執行制度について伺います。

今回の地方自治法改正により、新たな広域連携の仕組みとして、連携協約や事務の代替執行の制度が新設されております。

例えば、離島の小規模市町村が、本土側の大きな市町村と連携協約を締結することや事務の代替執行を行うことによって、さまざまな行政サービスを大きな市町村の力をかりて提供することができるようになることは、非常に画期的なことがあります。

そこで、これらの広域連携については、首長同志の関係にかかわらず、安定的に行なうことが最も重要であります。そのためには、議会の関与が再び必要であると考えますが、総理の御見解を伺います。

以上、地方議会の役割を重視する観点から、この法案の重要性を指摘し、私の質問といったします。

ありがとうございました。(拍手)

#### 〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 榊屋敬悟議員にお答えをいたします。

大都市制度の見直しについてお尋ねがあります。

大都市制度については、指定都市側からのさまざまなもの問題提起や、第三十次地方制度調査会における議論を踏まえ、大都市等における効率的、効果的な行政体制を整備するとともに、住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みを構築するため、区の役割拡充などの指定都市制度の見直しなどを行おうとするものであります。

指定都市都道府県調整会議の構成員についてお尋ねがありました。

この会議は、地域の判断により、議会の代表者や他の執行機関の代表者等を加えることができる

こととしております。

議会の議員を構成員に入れることについては、それぞれの地域の実情に即して適切に判断される

よう、政府として、周知を図つてまいりたいと考えております。

指定都市の区のあり方に関する地方議会の関与についてお尋ねがありました。

指定都市の区は、住民に身近な行政サービスを適切に提供する上で重要な役割を担っています。

このため、今回の地方自治法改正案では、区の事務所が分掌する事務等について条例で定めること

としており、その議会での審議の過程を通して、地方議会が区のあり方について議論し、関与する

仕組みとしています。

新たな広域連携の制度における議会の関与についてお尋ねがありました。

指定都市の区は、住民に身近な行政サービスを適切に提供する上で重要な役割を担っています。

このため、今回の大都市制度改正案では、区の事務所が分掌する事務等について条例で定めること

としており、その議会での審議の過程を通して、地方議会が区のあり方について議論し、関与する仕組みとしています。

御指摘のとおり、自治体の行政サービスが安定的に提供されるためには、自治体間の広域連携が安定的、継続的に行われる必要があると考えます。

このため、法案においては、連携協約等の締結には、団体としての意思を確定させるため議会の議決を経るものとしています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

#### 〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 榊屋議員から、五点のお尋ねをいたしております。

まず、指定都市都道府県調整会議の構成員についてのお尋ねをいただきました。

この会議は、指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理に必要な協議を行うもの

であるため、市長と知事を最低限必要な構成員としたわけであります。そして、地域の判断により、議会の代表者や他の執行機関の代表者等を加

えることができるという構成にいたしました。

議会の議員を構成員に入れることにつきましては、それぞれの地域の実情に即して適切に判断さ

れるべきものと考えております。

次に、特別自治市の構想についてのお尋ねであ

ります。

都道府県から独立する特別自治市構想は、二重行政の完全解消等に意義がある一方、住民代表機

能のある区の必要性や、警察事務の分割への懸念、全ての地方税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題があり、さらなる検討が必要であります。

まずは、都道府県から指定都市への事務、税財

源の移譲を可能な限り進め、現行の指定都市の権能を実質的に強化することが必要と考えているわけであります。

次に、総合区の導入に際しての、区の区域の見直しについてお尋ねをいただきました。

総合区を導入するに当たっては、必ずしも区の区域を見直さなければならないものではありません。しかしながら、総合区を導入しようとする際に、現在の区の区域を見直すことは、あり得るものと考えます。

今回の地方自治法の改正を機に、それぞれの指定都市において、どのような区のあり方がふさわしいのか、十分に御議論をいただきたいと考えております。

今回の地方自治法の改正を機に、それぞれの指定都市において、どのような区のあり方がふさわしいのか、十分に御議論をいただきたいと考えております。

このため、総合区を一部の区域に設置することについての考え方についてお尋ねをいただきました。

総合区は、指定都市の一部の区域に設置することも、全域に設置することも、また、設置しない

ことも、いずれも可能としております。

これは、指定都市の人口、面積、沿革等が多様であることを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に導入することができるようとしているものであります。

一方で、総合区を一部の区域に置く場合には、同一指定都市内で行政サービスの格差が生じるのではないかとの不安が住民に生じることも考えられます。

総合区を導入しようとする指定都市においては、住民のさまざまな意見を考慮しつつ、それぞれの指定都市の実情に応じた形で総合区が導入されると、十分に御議論をいただきたいと考えております。

最後に、区常任委員会を法制化しなかつた理由についてあります。

第三十次地方制度調査会の答申においては、指定都市の住民自治を強化するために、議会に区常任委員会を置くこととすべきとされています。

このことについては、全国市議会議長会指定都市協議会から、住民自治の強化の必要性については理解を示しつつも、その方法については、各指定都市議会の主体的な判断を尊重した制度とすべきである旨の要望が出されております。

また、与党における議論においても、同様の御指摘をいただいております。

これらの指摘を踏まえ、今回の改正案では、区常任委員会について法制化は見送ることとし、区を単位として調査、審査等を行う仕組みについては、議会の自主的な判断に委ねることとしているわけであります。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） 次に、佐藤正夫君。

〔佐藤正夫君登壇〕

○佐藤正夫君 みんなの党の佐藤正夫です。

私は、みんなの党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出の地方自治法の一部を改正する法律案について質問をいたします。（拍手）

まず最初に、国の形に関して、安倍総理に伺います。今回の地方自治法改正案は、現状の地方制度を前提としたものですが、みんなの党は、地域のことは地域で決める、道州制の導入を訴えてまいりました。

安倍総理にお尋ねをいたします。

我が党は、自治体が自立するために、権限、財源、人間の三ヶんを政府から自治体に移譲し、各地域の住民が主体の地域主権型道州制を目指していますが、道州制の本来の趣旨は、単なる市町村、都道府県の合併ではなく、新たな成長を呼び起こすことがあります。

世界は、国家間の競争以上に、都市間の競争が激しくなっています。魅力ある都市や地域をつくり、世界から、産業やお金、人を呼び込んで、都市に新たな産業基盤をつくる。こうすることできで、道州制が、我が国の新たな発展をもたらしてくれる 것입니다。

我が国は、長期的に見れば、経済も社会も成熟しております、アベノミクスや東京オリンピックで東京一極集中の成長は起こつても、現状の制度の中で各地域で新たな経済成長を起こすのは、簡単なことではありません。

しかし、道州制により、特徴ある都市づくり、地域づくりができれば、例えば九州なら東アジアとの関係強化の中で、また、例えば北海道であればロシアとの連携強化の中で、東京一極集中ではない、新たな地域の成長が進む可能性が見えます。

今回の地方自治法改正案では、二重行政の問題の解消を目指して、指定都市都道府県調整会議の設置が法制化されています。

しかし、都道府県と政令指定都市の二重行政の問題は、政府が政令指定都市制度を始めたことが原因とも考えられます。政府には二重行政の問題について責任がないと考えているのでしょうか。また、都道府県と中核市の間でも二重行政の問題があります。この点について、安倍総理の御見解を伺います。

次に、新藤総務大臣に伺います。

指定都市都道府県調整会議の協議が調わない場合に、総務大臣の勧告を求めることができる制度が新設されました。しかし、この勧告も、従う法的義務がなく、言うなれば、アイデアの提示にとどまります。これでは必ずしも解決につながらないこと考えますが、総務大臣の御説明を伺います。

また、指定都市都道府県調整会議の構成メンバーは、最低限、首長がメンバーとされていますが、首長同士で決めて、それぞれの議会が承認しないケースもあります。

この件に限らず、どの自治体でも、首長と議会の二元代表制の問題がありますが、調整会議にもされる点では共通しておりますが、政令市 자체をなくして行政区を特別区とするのが大阪都構想、政令市を存続させた上で総合区をつくるのが今回の自治法改正案です。

大阪都構想や、大都市地域における特別区の設置に関する法律について、安倍内閣はどのような評価をされているのか、お伺いをいたします。

次に、二重行政の問題について、安倍総理に伺います。

今回の地方自治法改正案では、二重行政の問題の解消を目指して、指定都市都道府県調整会議の設置が法制化されています。

しかし、都道府県と政令指定都市の二重行政の問題は、政府が政令指定都市制度を始めたことが原因とも考えられます。政府には二重行政の問題について責任がないと考えているのでしょうか。また、都道府県と中核市の間でも二重行政の問題があります。この点について、安倍総理の御見解を伺います。

次に、新藤総務大臣に質問いたします。

地方制度調査会は、総理が諮問して招集される会議ですが、平成二十五年六月末に第三十次地方制度調査会が閉幕して以来、第三十一次地方制度調査会として、総理から地方制度に関する諮問がなされていません。

総理は、地方自治制度を改革しようという意欲は本当にあるのでしょうか。もし、その次の第三十一次地方制度調査会を設置する場合には、どのような案件を諮問するお考えがあるのか、安倍総理にお伺いをし、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

道州制の導入と現行の地方制度についてお尋ねがありました。

道州制の導入は、地域経済の活性化や行政の効率化などを目指し、國のあり方を根底から見直す大きな改革であります。

現在、与党において、道州制に関する基本法案の早期制定を目指し、精力的に議論を行っているところであり、今後、政府としても、連携を深め、取り組んでまいります。

また、現行の地方制度のもとにおいても、個性を生かし、自立した地方をつくるため、地方分権改革を推進することが不可欠です。今国会に、事務、権限の移譲等に関する一括法案を提出したところであり、今後とも、地方分権改革を、力強く、着実に進めてまいります。

大都市地域特別区設置法などへの評価についてお尋ねがありました。

大阪都構想を実現するための大都市地域特別区設置法は、今回の地方自治法改正案とは手法は異なりますが、指定都市と都道府県との間の二重行政の解消や住民自治の拡充という目的は共通しているものであり、ともに重要なものと認識しております。

なお、いずれも、大都市制度改革の選択肢を地方に示すものであり、その選択は、地域の実情に応じ、それぞれの地域が判断すべきものと考えます。

二重行政についてお尋ねがありました。

御指摘の二重行政は、必ずしも指定都市や中核市と都道府県の間の固有の課題ではありませんが、特に指定都市は、その規模が大きいことなどから、都道府県との間で二重行政が生じやすいものとお尋ねがありました。

のと考えます。

第四次分権一括法による都道府県から指定都市への権限移譲とともに、本法案による指定都市都道府県調整会議の設置等により、二重行政の解消を進めてまいりたいと考えています。

地方制度調査会についてお尋ねがありました。

今回の地方自治法改正案は、第三十次地方制度調査会の答申を踏まえ、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、元気な地方をつくっていくための地方制度の改革を提言するものと考えております。

御指摘の、次の地方制度調査会については、諮問事項を決定の上、早々に立ち上げ、さらなる地方制度の改革に取り組んでまいりたいと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

【国務大臣新藤義孝君】 佐藤正夫議員から、三點のお尋ねをいただいております。

まず、指定都市都道府県調整会議の協議の調和ない場合における総務大臣の勧告についてのお尋ねであります。

市長または知事から勧告を求められた総務大臣は、第三者機関である指定都市都道府県勧告調整委員会、調整を必要とする事案にふさわしい者から任命し、その意見を聞くこととしており、これに基づいて、地域の実情に応じた適切な勧告を行なっています。

この勧告には、法的には尊重義務がありますので、問題の解決に資するものと考えております。

次に、指定都市都道府県調整会議の構成員につ

いてのお尋ねをいただきました。

この会議は、指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理に必要な協議を行うものであるため、市長と知事を最低限必要な構成員として、地域の判断により、議会の代表者や他の執行機関の代表者等を加えることができるのこととしたところであります。

議会の議員を構成員に入ることについては、それぞれの地域の実情に即して適切に判断されるべきものと考えております。

最後に、特例市制度と中核市制度の統合の考え方についてのお尋ねであります。

中核市制度と特例市制度は、市町村への権限移譲を規模、能力に応じて段階的に進めるため設けられたものであり、今回の改正は、これまでの特例市の実績を踏まえ、中核市の権限を十分に行使できると判断したことから、人口二十万以上の市に権限移譲を進めることとしたものであります。

今回の見直しにより、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、地域経済を牽引していくくなる都市の形成に資するものと考えております。

宮崎県は、昨年三月、市町村合併に関する調査報告書をまとめています。

その中で、合併に伴う課題として、職員と地域住民のつながりが弱くなったり、地域住民の意見を

合併や三位一体改革を進めてきました。

その結果、どうでしょうか。日本国憲法が、地方自治を明記し、住民が主人公を実現するため住民自治と団体自治の充実を求めた方向に、ますます逆行する、深刻な事態が生まれているのであります。

第一に、国による市町村合併の推進が何をもたらしたのか。

一九九九年三月末、全国で三千二百三十二だつた市町村の数は、千七百十八へと、ほぼ半減しました。合併自治体は、面積は平均で約二倍になりましたが、地方財政措置は縮小され、自治体職員も大幅に削減されました。

宮崎県は、昨年三月、市町村合併に関する調査報告書をまとめています。

その中で、合併に伴う課題として、職員と地域住民のつながりが弱くなったり、地域住民の意見を

させます。(拍手)

【国務大臣新藤義孝君登壇】

点のお尋ねをいただいております。

まず、指定都市都道府県調整会議の協議の調和ない場合における総務大臣の勧告についてのお尋ねであります。

以上です。(拍手)

市長または知事から勧告を求められた総務大臣は、第三者機関である指定都市都道府県調整委員会、調整を必要とする事案にふさわしい者から任命し、その意見を聞くこととしており、これに基づいて、地域の実情に応じた適切な勧告を行なっています。

この勧告には、法的には尊重義務がありますので、問題の解決に資するものと考えております。

次に、指定都市都道府県調整会議の構成員につ

いてのお尋ねをいただきました。

この会議は、指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理に必要な協議を行なうものであるため、市長と知事を最低限必要な構成員として、地域の判断により、議会の代表者や他の執行機関の代表者等を加えることができるうこととしたところであります。

議会の議員を構成員に入ることについては、それ

ぞれの地域の実情に即して適切に判断されるべきものと考えております。

最後に、特例市制度と中核市制度の統合の考え方についてのお尋ねであります。

中核市制度と特例市制度は、市町村への権限移譲を規模、能力に応じて段階的に進めるため設けられたものであり、今回の改正は、これまでの特例市の実績を踏まえ、中核市の権限を十分に行使できると判断したことから、人口二十万以上の市に権限移譲を進めることとしたものであります。

今回の見直しにより、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、地域経済を牽引していくくなる都市の形成に資するものと考えております。

宮崎県は、昨年三月、市町村合併に関する調査報告書をまとめています。

その中で、合併に伴う課題として、職員と地域住民のつながりが弱くなったり、地域住民の意見を

させます。(拍手)

【副議長赤松広隆君】 次に、塩川鉄也君。

【塩川鉄也君登壇】

私は、日本共産党を代表し、地方自治法改正案について質問します。(拍手)

今、地方自治は、どのような状態にあるのでしょうか。

一九九〇年代から、地方分権改革の名のもと、国は、さまざまな制度改正を行い、平成の大震災で甚大な被害を受けた多くの自治体が、この十年間余りの合併で、災害への対応能力の後退を余儀なくされていました。

多くの自治体職員が懸命の努力をしました。し

かし、防災対応能力の後退が、被害状況の把握のおくれとなり、救援活動を初め、復旧復興に影響を及ぼしたのであります。

これは、まさに、市町村合併がもたらした重大な弊害ではありませんか。総理の認識をお聞きします。

総理は、市町村合併をどのように総括しているのですか。

全国町村会は、平成の大合併についてのしつかりした検証もされていない中、道州制の推進には反対と、自民党の進めようとする道州制推進基本法案に強く反対し、その動きを批判しています。総理は、この地方の声にどう応えるのですか。

第二は、この間国が進めてきた、基礎自治体への事務・権限移譲の問題です。例えば、保健所設置の問題です。

神奈川県相模原市は、権限移譲を受け保健所を設置しましたが、市の規模では人員の配置や専門性の発揮が困難で、その結果、例えば、飲食店への立入検査は、県が年一回実施していたのを、実際に応じてと変更し、実質的には、数年に一回と、後退させる事態となっています。

また、国は、社会福祉法人の指導監督の権限を、都道府県から市へと移しました。

ところが、兵庫県では、権限移譲を受けた大半の市で、指導監督のための専門的な知識、人材がないことから、二十一もの市が、改めて県との委託契約を行い、移譲された権限を県に戻しているのであります。

権限移譲に人的、財政的な保障がないことが、こうした事態を生んでいるではありませんか。総務大臣の見解を求めます。

人の、財政的な保障がなければ、弊害は一層広がらざるを得ません。

今回の地方自治法改正案では、中核市の人口要件を三十万から二十万程度に引き下げ、四十ある特例市を新中核市にしようとしています。

ところが、全国特例市市長会アンケートでは、四十の特例市の中で、保健所設置を積極的に検討していくと答えたのは、わずか九市、四分の一にどまっている 것입니다。保健所設置に必要な多額の運営経費や専門人材の確保などの保障がないからではありませんか。

結局、今回の新中核市は、必要な人的、財政的な裏づけがなされないまま、事務・権限移譲のための新たな受け皿づくりにならざるを得ないのであります。

こうした一方的、機械的な権限移譲ではなく、広域的な自治体である都道府県の役割、機能の發揮こそ、求められているではありませんか。

第三は、大都市制度の問題です。

指定都市制度のもとで、大都市における住宅問題や交通問題、貧困や福祉、教育など、大都市特有の問題の解決が求められてきました。

ところが、国が行つてきたことは、指定都市の人口要件を引き下げて、周辺市町村との合併を促すことでした。結果として、大都市といいながら、過疎地域をも含めた、いびつな巨大自治体を作りました。

道州制についてお尋ねがありました。

道州制の導入は、国のあり方を根底から見直す大きな改革であり、その検討に当たっては、当事者である地方自治体の声も聞きながら、国民的な議論を深めていく必要があると考えます。

この問題を、総理はどのように認識していますか。指定都市において、住民自治を強化するための具体的な方策が必要ではありませんか。

今回の改正案は、指定都市と都道府県の事務処理を調整するために指定都市都道府県調整会議を設けるとしていますが、住民代表を加えることは、最低限必要だとは考えないのでですか。

以上、地方自治の現状を踏まえた真摯な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 塩川鉄也議員にお答えをいたします。

市町村合併に関する評価についてのお尋ねがありました。

東日本大震災で被災した合併市町村においては、被害が甚大過ぎたために十分な対応ができるといったとしている自治体がある一方で、合併による災害への対応力向上によって、有効に対処がなされたとされている例もあると承知しています。

平成の合併について、市町村の規模が拡大したことにより、行財政基盤の強化が図られるという効果が認められる一方で、住民の声が届きにくくなつたとの課題も指摘されています。

今後、合併をした市町村が一体感を醸成するよう努力を続け、名実ともに一つの自治体となつていくことにより、市町村合併の効果がさらにつれてくるものと考えております。

これまでの基礎自治体への権限移譲に際しては、地方公共団体において専門性を確保し、移譲された事務、権限が円滑に執行できるよう、都道府県等と連携し、技術的な助言や職員の研修、派遣等の支援を行うとともに、移譲に伴う財源措置についても、地方交付税等により確実な財源措置を講じているところであります。

今国会に提出した第四次一括法案による事務、権限の移譲におきましても、昨年十二月に閣議決定した見直し方針を踏まえ、住民サービスの低下につながらないよう、引き続き、適切な人的、財

現在、与党において、道州制に関する基本法案について、地方団体とも丁寧に意見交換を重ねるなど、精力的に議論を行つており、今後、政府としても、連携を深めて、取り組んでまいります。

指定都市における住民自治の拡充についてお尋ねがありました。

指定都市は、基礎自治体であるにもかかわらず、人口規模が都道府県並みに大きいことから、合併によるもののみならず、全ての指定都市において、住民自治の強化は共通する課題であると認識しています。

今回の地方自治法改正案は、指定都市制度について、区の役割の拡充など、住民自治の強化に資する見直しを行うものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(新藤義孝君登壇) 塩川議員から、五点のお尋ねをいたしております。

まず、権限移譲に伴う人的、財政的な措置についてのお尋ねであります。

これまでの基礎自治体への権限移譲に際しては、地方公共団体において専門性を確保し、移譲された事務、権限が円滑に執行できるよう、都道

府県等と連携し、技術的な助言や職員の研修、派遣等の支援を行うとともに、移譲に伴う財源措置についても、地方交付税等により確実な財源措置を講じているところであります。

今国会に提出した第四次一括法案による事務、権限の移譲におきましても、昨年十二月に閣議決

定した見直し方針を踏まえ、住民サービスの低下につながらないよう、引き続き、適切な人的、財

政治的な対応を行い、着実な地方分権改革を進めてまいります。

次に、中核市制度と特例市制度の統合の目的についてのお尋ねをいただきました。

中核市制度と特例市制度は、市町村への権限移譲を規模・能力に応じて段階的に進めるため設けられたものであり、今回の改正は、これまでの特例市の実績を踏まえ、中核市の権限を十分に行使できると判断したことから、人口二十万以上の市に権限移譲を進めることとしたものです。

今回の見直しにより、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、地域経済を牽引していく核となる都市の形成に資するものと考えています。次に、都道府県の役割、機能についてのお尋ねをいただきました。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域における事務等のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの等を処理する役割を担うものであります。

第三十次地方制度調査会答申においては、都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完により対応することとも選択肢の一つであると指摘されているところであります。

本法案により創設する連携協約や事務の代替執行の制度は、このような都道府県の役割を果たすための有力な手段となるものと期待をしておりました。次に、指定都市における住民自治を強化するための方策についてお尋ねをいただきました。

今回の地方改正案により、指定都市にお

ける住民自治を強化するため、区の役割を強化することとしており、具体的には、区の事務所が分掌する事を条例で定めることとする、区にかえられると総合区を設け、議会の同意を得て選任される総

合区長を置くことができるとしています。

これにより、住民に身近な行政サービスの強化が図られるものと期待をしております。

最後に、指定都市都道府県調整会議の構成員についてのお尋ねをいただきました。

この会議は、指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理に必要な協議を行うものであるため、市長と知事を最低限必要な構成員として、地域の判断により、住民の代表としての議会の代表者や学識経験を有する者等を加えることができるとしたところであります。

具体的な人選については、それぞれの地域で適切に判断すべきものと考えております。

以上です。(拍手)

○副議長(赤松弘隆君) 次に、鈴木克昌君。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 私は、生活の党を代表し、議題の法律案に対し、質問をいたします。(拍手)

人口減少問題は、我が国の最優先課題であります。人口の動向に合わせた行政を行なうことは、必

須の命題であります。

限界集落、シャッター商店街などの問題は、限られた地域の問題と捉えるべきではありません。それぞれの地域が、失いかけて輝きを取り戻し、生き生きとした暮らしができるようにする。そのため、この国が何をすべきか。今、それが問わ

れているのであります。

日本には、それぞれの地域に、連綿と続く歴史があり、文化があり、暮らしがあります。これを大切に守り、生かしてこそ、我が国の前途に道が開けるのであります。

一部の大企業や輸出企業の利益を追求するだけでは、真の内需拡大にはつながらず、全国各地の中小企業の経営や人々の暮らしは、よくなりませ

ん。

将来にわたって、地域が地域として自立し、住民が誇りを持ち、産業と生活の利便を享受できるようになる。そのようなまちづくり、地域づくりを、地域の創意工夫で進められるようになります。そのため、権限、財源を思い切って地方に移していく。この地域主権改革を、今こそ断行すべきであります。

とりわけ、基礎自治体の行政サービスは、医療、介護、教育、生活インフラの維持など多岐にわたります。これらを確保することは、国民の生活を守る上で不可欠であります。

国立社会保障・人口問題研究所の、日本の地域別将来推計人口によりますと、二〇一〇年から二〇四〇年の三十年間で、全国の人口は、約一億二千八百万人が一億七百万人と、実に、二千万人、率にして一六・二%の減と推計されています。東京都と神奈川県の人口を合わせると約二千二百万人になります。ほぼそれに匹敵する数の人口減少が向こう三十年間で起こるということであ

ります。

日本経済を牽引する活力ある大都市であり続けるとともに、地域住民のニーズに即したきめ細やかな行政を行うためには、区の役割の拡充など、都市内分権を進めることができます。

また、三大都市圏の一つである名古屋市とその近隣には、名古屋市への通勤通学者が一〇%を超えて、社会的に一体性のある地域に、面積の小さな市町村が数多くあります。

この地域では、交通の便がよく、短時間で行き来ができます。名古屋市に通勤通学する住民の立場に立つて、それぞれの市町村が運営する公共施設を相互に円滑に利用できるようにするなどの連携を進めることができます。

一定程度の規模・能力がある都市の間で水平、相互通報的な役割分担を推進するためには、それぞれの市町村がその区域内でフルセットの行政サービスを提供するという発想を転換しなければなりません。この点について、第三十次地方制度調査会の答

申は、全国を三大都市圏と地方圏の二つに分け、処方箋を示しています。

三大都市圏では、同程度の規模、能力がある都市間で、水平、相互補完的な役割分担を促進するとしています。

これに対し、地方圏では、地方中枢拠点都市等を中心とした連携のほか、市町村間の広域連携が

困難な場合は都道府県による補完も選択肢であるとしています。

この地方制度調査会の答申は、愛知県を例にとつて考えてみると、なるほど、的を射たものであると思われます。

指定都市である名古屋市は、日本を代表する大都市であると同時に、住民の生活を支える基礎的

自治体であります。

日本経済を牽引する活力ある大都市であり続けるとともに、地域住民のニーズに即したきめ細やかな行政を行うためには、区の役割の拡充など、都市内分権を進めることができます。

また、三大都市圏の一つである名古屋市とその近隣には、名古屋市への通勤通学者が一〇%を超えて、社会的に一体性のある地域に、面積の小さな市町村が数多くあります。

この地域では、交通の便がよく、短時間で行き来ができます。名古屋市に通勤通学する住民の立場に立つて、それぞれの市町村が運営する公共施設を相互に円滑に利用できるようにするなどの連携を進めることができます。

一定程度の規模・能力がある都市の間で水平、相互通報的な役割分担を推進するためには、それぞれの市町村がその区域内でフルセットの行政サービスを提供するという発想を転換しなければなりません。この点について、第三十次地方制度調査会の答



官 報 (号 外)

平成二十六年四月十日 衆議院会議録第十六号

議長の報告



一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次の

とおりである。

福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問主意書(杉本かづみ君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義君提出第九十九回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する質問に対する

答弁書  
衆議院議員山井和則君提出社会保障の充実のための消費税増税による增收分の使い道に関する質問に対する答弁書

平成二十六年三月三十一日提出  
質問 第九十九号

第九十九回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

第九十九回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に関する質問主意書

平成二十六年三月三十一日に発表された第九十九回薬剤師国家試験の結果によれば、受験者の総合合格率は六〇・八四%、新卒受験者の合格率は七〇・四九%であったと聞く。この数値は春に実施される薬剤師国家試験(新卒受験者がなかつた年を除く)としては極めて悪い数字であると認識するところである。国家試験の合格率に「喜一憂」とは必ずしも医療の質を担保することにつ

ながるとはいえず厳に慎むべきことであるが、今般の試験結果は、薬剤師養成教育の質について疑問を呈するに十分な結果であり、断腸の思いで質問主意書を提出するものである。今般の薬剤師国家試験の結果並びに薬剤師養成教育の在り方につき以下の通り政府の見解を求める。

一、今般の例年と比べて悪い結果となつた薬剤師国家試験の原因について分析し、薬剤師が安定的に供給できるような体制を構築するよう改善していく考え方があるのかどうか政府の見解如何。

二、今般のようない新卒者の合格率が低い場合には、薬剤師免許を行使するという前提で新卒薬剤師の採用計画をしていた病院等医療機関並びに薬局等医療提供施設においては、人事計画に狂いが生じることになりかねない。こうした状況を少しでも改善するために、現在、一年に一度しか実施されていない薬剤師国家試験を昭和六十二年以前のように春・秋の二回実施に戻すことを検討するのも必要ではないかと考える。

東京大学などでも九月入学を検討していると聞く昨今の事情を鑑みると、春・秋の年二回実施を真剣に検討することは時代の趨勢とは反しないものと考へるが、政府の見解如何。

三、併せて、国家試験に合格できなかつたことを理由に採用が見送りとなることも考えられるが、新卒者の雇用の安定という考え方から政府として何らかの措置を検討するのか政府の見解如何。

四、薬剤師養成教育については、日本薬学会が検討した薬学教育モデル・コアカリキュラムを基に各大学が教育を実施しているものと理解する

ものである。しかし、今般の薬剤師国家試験の結果を鑑みると、薬学部入学者が六年の歳月を

かけて薬剤師養成教育を享受した結果として十分な成果をあげられない事実が考察される。少

なくとも臨床現場の求める最低限のニーズである薬剤師国家試験に合格できる卒業生を養成できることに配慮された教育プログラムでなければ、六年もの長期間にわたつて授業料を支払う学生の期待に応えたとはいえない。今般の厳しきるよう配慮された教育プログラムでなければ、再度検討するべきではないかと考えるところであるが政府の見解如何。

五、また、薬剤師養成教育を所管する文部科学省と薬剤師の需給と職能の質を所管する厚生労働省との間で意思疎通ははかられているのかどうかについて確認をしたい。薬剤師養成教育の中身の検討において、文部科学省は、厚生労働省や病院並びに調剤薬局等現場の意見を踏まえているのか。また、踏まえているのであれば、具体的にどのように配慮がされたのかをお示し願いたい。

六、薬剤師養成教育については、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究会で検討していると理解するところである。しかし、同専門研究会の委員を見る限りにおいて、少なくとも調剤薬局での勤務経験のあるものは極めて限定的であり、また、ドラッグストアなど調剤を伴わない医薬品販売業での経験を有する者については皆無であるとみられる。薬剤師養成教育とは、職業としての薬剤師を養成する目的で教育が提供されるものであり、原理原則を貫くのであれば、職能団体である日本薬剤師

会を中心にして検討を進めるべきと考える。し

かしながら、現状は、学術団体である日本薬學会を中心とした議論が進められていると聞く。

学術的な要素が必要なのは理解するところであるが、薬剤師養成教育の目的は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するに足る「薬剤師」の安定的な供給であることを考慮するならば、薬剤師の現場を熟知した者こそが、薬剤師養成教育の中身の検討に携わるべきであると考える

が、政府の見解如何。

七、文部科学省の薬剤師養成教育の検討委員会の名称であるが、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」とされている。ところで、薬学部における薬剤師養成教育課程を六年制に年限延長した折に、六年制課程とは別に、薬学研究者の養成課程である四年制課程を併存させ、薬学教育は、薬剤師養成六年制課程と薬科学研究四年制課程の二つに整理された。文部科学省の専門研究会は、薬学教育モデル・コアカリキュラムという名称を用いながら、もっぱら薬剤師養成課程のみの検討を行つていていることを鑑みれば、その名称に四年制課程も包含する「薬学教育」を用いるのはいささか配慮にかけると考へるものである。同専門研究会の特性を鑑み、「薬剤師養成教育モデル・コアカリキュラム」という名称を用いるのが妥当と考えるが政府の見解如何。

内閣衆質一八六第九九号

平成二十六年四月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柚木道義君提出第九十九回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出第九十九回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に

在り方に関する質問に対する答弁書

## 一について

第九十九回薬剤師国家試験の合格率が低下した原因については、受験者数に占める平成二十

三年度と平成二十四年度の過去二回の試験で不

合格だった既卒者の割合が増えたこと等が考

られるが、この結果のみをもって直ちに薬剤師の需給に大きな問題が生じるものではないと考

えている。御指摘の「薬剤師が安定的に供給で

きるような体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、社

団法人日本薬学会(当時)が平成十四年八月に作成した「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び同省が平成十五年十一月に作成した「実務実習モデル・コアカリキュラム」等を基にして、

平成二十五年十二月に、修業年限が六年の薬学生におけるカリキュラム作成の参考となる教育内容のガイドラインとして、「新たな薬学教育モ<sup>デル</sup>・コアカリキュラム」(以下「新カリキュラム」という)を作成したところであり、まず

は、各大学における新カリキュラムを踏まえた教育の実施について、支援してまいりたい。

討会及び薬学教育モデル・コアカリキュラム改

訂に関する専門研究委員会には、厚生労働省の職員がオブザーバーとして、現場の薬剤師業務の実態を熟知している公益社団法人日本薬剤師会及び一般社団法人日本病院薬剤師会の役員が

委員として参画しており、例えば、新カリキュラムの作成に当たっては、現場の薬剤師業務の実態を踏まえた検討が行われ、実務実習において在宅医療に関する薬剤師の業務を体験するなどの内容が加えられたところである。

七について  
修業年限が六年の薬学部は、必ずしも薬剤師の業務に携わる者のみを養成するものではないことから、新カリキュラムについて、御指摘の「薬剤師養成教育モデル・コアカリキュラム」という名称を用いることは適当ではないと考える。なお、新カリキュラムは修業年限が六年の薬学部についてのものであることについて、大學関係者に周知してまいりたい。

四について  
政府としては、第九十九回薬剤師国家試験の結果のみをもって直ちに御指摘の「薬剤師養成教育」の内容の適否を判断できるものではないと考えている。なお、文部科学省においては、薬剤師業務の変化や学術の進歩に対応する等の観点を踏まえ、平成二十五年十二月に新カリ

キュラムを作成したところであり、平成二十七

年度以降、各大学において新カリキュラムを踏まえた教育が実施されることになるものと考えている。

『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する質問主意書

平成二十六年三月三十一日提出

質問 第一〇〇号  
『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する質問主意書

本年に入り、東京都内の図書館や書店等で『アンネの日記』の書籍、関係本が相次いで破損される事件(以下、「破損事件」とする)が相次いだ。右に絡み、警視庁として捜査本部を設立し、捜査

を進めていたところ、本年三月、警視庁捜査一課

は建造物侵入及び器物損壊容疑で三十代の無職男を逮捕したと承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 「破損事件」に対する政府の見解を改めて示されたい。

二 前文で触れたように、本年三月に容疑者が逮捕されている。容疑者の意図、「破損事件」の背景には何があったのか、政府による説明を求め

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出『アンネの日記』

破損事件に係る政府の説明等に関する質問

に対する答弁書

## 一について

御指摘の事件については、極めて遺憾であると認識している。

## 二について

お尋ねについては、個別具体的の事件の捜査に関する事柄であることから、答弁を差し控えた

## 三について

御指摘の事件については、警視庁において、器物損壊罪等で被疑者を逮捕した際に、当該事件の概要等を発表したと承知している。また、

平成二十六年三月十九日の衆議院内閣委員会において、古屋国家公安委員会委員長が当該事件の概要等について答弁をしたところであり、捜査への支障等を勘案した上で、適切に説明を行っている。

## 四について

平成二十六年三月十四日に、古屋国家公安委員会委員長から駐日イスラエル大使に対し、御指摘の事件の被疑者の逮捕等について連絡をしたところである。また、我が国の在外公館を通じて、警察が当該事件の被疑者を逮捕し、全容解明に向けた捜査を進めていること等について、国際社会に対して説明を行っている。

平成二十六年三月三十日提出  
質問 第一〇一號

社会保障の充実のための消費税増税による増収分の使い道に関する質問主意書

提出者 山井 和則

内閣衆質一八六第一〇一號  
平成二十六年四月八日内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員山井和則君提出社会保障の充実のための消費税増税による増収分の使い道に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

## 一について

社会保障の充実のための消費税増税による増収分の使い道に関する質問主意書

平成二十六年四月一日から、消費税率(国・地方)が、五パーセントから八パーセントへ引き上げられます。

## 二について

そこで、以下のとおり質問します。

一 平成二十六年度における、消費税率の五パーセントから八パーセントへの引上げによる歳入増はいくらと想定していますか。

二 平成二十六年度予算で、一において想定される歳入増のうち、社会保障の充実に使われるのはいくらで、想定される歳入増分の何パーセントですか。

三 二を踏まえ、社会保障の充実に使われる歳入増分のうち、医療、年金、介護、子育て支援の四分野に、それぞれいくら使われ、また、それぞれの額は、想定される歳入増分の何パーセントですか。

四 一から三を踏まえ、今回の消費税増税により想定される歳入増による社会保障の充実は、適切とと考えていますか。

右質問する。

十パーセントに引き上げられた場合において増加する消費税及び地方消費税の収入の合計額は、現時点で一定の仮定の下で計算すれば、平成二十九年度において十四兆円程度になると見込まれ、この二割程度の二・八兆円程度を社会保障の充実に向ける予定である。

## 三について

二についてでお答えした約四千九百六十二億円のうち、少子化対策には約三千六十億円、医療制度には約千八百四十九億円、介護保険制度には約四十三億円、公的年金制度には約十億円を向けることとしており、増収見込額に占める割合は、それぞれ約六・一パーセント、約三・七パーセント、約〇・一パーセント及び約〇・〇二パーセントである。

三について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)(以下「税制抜本改革法」という。)の規定により、消費税率を地方消費税率と合わせて五パーセントから八パーセントへ引き上げることによる平成二十六年度予算における増収見込額(以下「増収見込額」という。)は、五兆四千六億円である。

四について

増収見込額については、その全額を社会保障の充実・安定化に向けることとしており、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げに約三兆円、安定財源が確保できていない既存の社会保障費に約一・三兆円、社会保障の充実に約四千九百六十二億円を向けることとしている。また、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の充実に向ける金額は、消費税収の増加に応じて拡大していくこととしており、これらにより、適切に社会保障の充実が図られるものと考えている。

## 四について

抜本改革法の規定により消費税率(国・地方)が



金の支給に係る規定の整備等を行うものであ  
り、その主な内容は次のとおりである。

- 自衛官の定数を五百八十六人削減し、二十  
四万七千百六十人に改めること。
- 即応予備自衛官の員数を二百九十二人削減  
し、八千百七十五人に改めること。
- 内部部局の職員に自衛官を加え、その定数  
を四十人とすること。
- 防衛審議官を新設し、防衛会議の委員に加  
えること等その新設に伴う所要の規定の整備  
を行うこと。
- 航空自衛隊の航空総隊の編成に航空戦術教  
導団を加えること。
- 航空自衛隊航空開発実験集団司令部の所在  
地を東京都とすること。
- 早期退職募集制度に対応するため、若年定  
年退職者給付金の支給に係る規定の整備を行  
うこと。
- この法律は、別段の定めがあるものを除  
き、公布の日から起算して十月を超えない範  
囲内において政令で定める日から施行するこ  
と。
- この法律の施行に伴い必要となる経過措置  
を定めること。
- 議案の可決理由
- 本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた  
めの措置として妥当なものと認め、これを可決  
すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年四月八日

安全保障委員長 江渡 聰徳

衆議院議長 伊吹 文明殿

**独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正  
する法律案**

右国会に提出する。

平成二十六年三月十三日 内閣総理大臣 安倍 晋三

**独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改  
正する法律**

独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法  
律第二百三十五条)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
法**

目次中「第十七条」を「第十八条」に改め、「第四  
章 財務及び会計(第十八条・第十九条)」を削  
り、「第五章」を「第四章」に、「第二十条」を「第十  
九条」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究  
所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究  
所」に改める。

第三条中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独  
立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改  
め、「整備」の下に「を図るとともに、国民の健康  
の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民  
の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究  
等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進」  
を加える。

第六条第一項中「附則第十一条第一項」を「第十  
一条第二項」に改める。

第十二条中「独立行政法人医薬基盤研究所法」を  
「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平  
成十六年法律第二百三十五条)」に改める。

成十六年法律第二百三十五条)に改める。

第十五条第一号口を削り、同号ハ中「政府等」の  
下に「(政府及び独立行政法人(通則法第二条第一  
項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)を  
いう。)」を加え、同号中ハを口とし、ニからへま  
でをハからホまでとし、同条第三号中「前二号」を  
「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第  
二号の次に次の三号を加える。

三 国民の健康の保持及び増進に関する調査及  
び研究を行うこと。

四 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び  
研究を行うこと。

五 食品について栄養生理学上の試験を行うこ  
と。

第十五条に次の二項を加える。

二 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行  
う。

一 健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第十  
一条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調  
査の実施に関する事務を行うこと。

二 健康増進法第二十六条第三項(同法第二十  
九条第二項において準用する場合を含む。)の  
規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定  
による許可又は同法第二十九条第一項の規定  
による承認を行うについて必要な試験を行な  
うこと。

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危  
害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態  
に対処するため必要があると認めるときは、研  
究所に対し、第十五条に規定する業務(同条第  
二項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれ  
らに附帯する業務を除く。)のうち必要な調査及  
び研究又は試験の実施を求めることができる。

二 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定によ  
る求めがあつたときは、正当な理由がない限  
り、その求めに応じなければならない。

第二十条を次のように改める。

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣  
は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管  
理業務に関する事項については、厚生労働大  
臣

二 第十五条第二項第二号及び第三号に掲げる

に、「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政  
法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十七条中「第十五条第二号」を「第十五条第一  
項第二号」に改める。

第十九条の見出しを「(積立金の処分)」に改め、  
同条第一項中「前条第一号に掲げる業務に係る  
勘定において」を削り、同条第四項及び第五項を  
削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に、「第  
二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、  
同条を第十八条とする。

第五章中第二十条の前に次の二項を加える。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)  
第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危  
害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態  
に対処するため必要があると認めるときは、研  
究所に対し、第十五条に規定する業務(同条第  
二項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれ  
らに附帯する業務を除く。)のうち必要な調査及  
び研究又は試験の実施を求めることができる。

二 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定によ  
る求めがあつたときは、正当な理由がない限  
り、その求めに応じなければならない。

第二十条を次のように改める。

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣  
は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管  
理業務に関する事項については、厚生労働大  
臣

業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項について

は、厚生労働大臣

2 研究所に係る通則法における主務省は、厚生

労働省とする。

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章を第四章とする。

第十四条第二号中「第十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第十八条第二号中「第十五条第一号口からへまでに掲げる」を「第十五条に規定する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第十二条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第六項中「第十五条第一号口からへまでに掲げる」を「第十五条に規定する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第十二条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」を「第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項(附則第十二条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 承継勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。6 第十八条第一項から第三項までの規定は、承継勘定について準用する。この場合において、

同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十二条第六項」と読み替えるものとする。

附則第十五条から第十七条までを削り、附則第十四条を附則第十六条とする。

附則第十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(特例業務等)

第十四条 研究所は、第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間

において、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)の施行の際現に行つては、当該残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 研究所は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

2 附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「承継勘定」とあるのは「特例業務勘定」と、同項中

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
(国立健康・栄養研究所の解散等)

第一条 独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「国立健康・栄養研究所」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

第五項」ととあるのは「には」と、「第十八条第一項(附則第十二条第六項)とあるのは」「第十八条第一項(附則第十四条第一項)と、「に

む事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合に

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合は、当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかわらず、国立健康・栄養研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

5 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

6 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合に

7 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、研究所が行うものとする。

8 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、研究所が行うものとする。

9 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、研究所が行うものとする。

10 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中

「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条」とする。

11 第一項の規定により国立健康・栄養研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国立健康・栄養研究所の職員から引き続き研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第三条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前に国立健康・栄養研究所

の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号)。

以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。)で引き続いて研究所の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなし

て取り扱うものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者が、引き続いて研究所の職員となり、かつ、引き続いて研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の国立

健康・栄養研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間を同項に規定することにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(国立健康・栄養研究所の職員から引き続き研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第三条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前に国立健康・栄養研究所

でない。

(国立健康・栄養研究所の役員又は職員から引き続き研究所の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第三に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項目において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続いて研究所の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。)が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

3 施行日の前日において国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続いて研究所の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

#### (国有財産の無償使用)

第五条 厚生労働大臣は、この法律の施行の際に国立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の廃止)

第六条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の廃止に伴う経過措置)

第七条 国立健康・栄養研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為並びに前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第十一条第一項の国民健康・栄養調査に関する事務に従事した国立健康・栄養研究所の職員であった者が施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。  
(政令への委任)  
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定め(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)  
第十条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人国立健康・栄養研究所の項を削る。  
一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一二 国家公務員共済組合法別表第三  
(健康増進法の一部改正)

第十一條 健康増進法の一部を次のように改正す

る。

第十条第二項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。  
(食品安全基本法の一部改正)

第十二条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人国立健

康・栄養研究所法(平成十一年法律第二百八十号)第十三条第一項」を「独立行政法人医薬基盤・健

康・栄養研究所法(平成十六年法律第二百三十五号)第十九条第一項】に改める。

第十三条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改訂する。

附則第五条中「国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第十四号を次のように改める。

十四 削除  
別表第一第十六号を次のように改める。十五 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
(食品表示法の一部改正)

第十五条 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の一部を次のように改訂する。

第八条第七項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除  
附則第十二条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十二条の二 独立行政法人医薬基盤・健康・

栄養研究所法(平成十六年法律第二百三十五号)の一部を次のように改訂する。

(調整規定)

第十六条 施行日が食品表示法の施行の日以後である場合には、前条(同法附則第八条の改正規定及び同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定は適用せず、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項第二号中「及び第三号」を「(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと」に改め、同項に次の一号を加える。  
第十二条第三項に改め、同項に次の一号を加える。第十五条に一項を加える改正規定  
三 健康増進法第二十七條第五項  
(同法第二十九條第二項、第三十  
二條第三項及び第三十二條の三第  
三項において準用する場合を含  
む。)の規定により収去された食品  
の試験を行うこと。  
四 食品表示法(平成二十五年法律  
第七十号)第八条第一項の規定に  
より収去された食品の試験を行  
うこと。第十五条に一項を  
三 健康増進法第二十七條第五項  
(同法第二十九條第二項及び第三  
十二条第三項において準用する場  
合を含む。)の規定により収去され  
た食品の試験を行うこと。三 健康増進法第二十七條第五項  
(同法第二十九條第二項及び第三  
十二条第三項において準用する場  
合を含む。)の規定により収去され  
た食品の試験を行うこと。

定 第二十条の改正規定	定 第二十条の改正規定
及び第三号	から第四号まで

第十七条 施行日が独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第二百三十五号)附則第八条の規定の施行の日前である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項中「附則第十一條第二項」を「第十一條第二項」に改め  
二項」を「第十一條第二項」に改め  
る。第六条第一項中「附則第十一條第二項」を「第十一條第二項」に改め  
二項」を「第十一條第二項」に改め  
る。

第六条第一項中「一人」を「二人以内」に改める。

第七条第二項中「一人」を「二人以内」に改める。

第七条第二項中「ハ」を削り、同号二  
本までハを口とし、二からへまでをハから  
へまで

第一項の改正規定

第一項の改正規定

(改正規定)

<p><b>附則第十二条第六項の改正規定</b></p> <p>前項の場合において、独立行政法人日本医療研究開発機構法附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「第十五条第一項第一号口」とあるのは「第十五条第一項第一号口」と、「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法附則第八条(見出しを含む)中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」とし、同条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第十五条第一号</td> <td style="width: 50%;">第十五条第一号口を削り、同号ハ</td> </tr> <tr> <td>第十八条及び附則</td> <td>中「二」を「ハ」に改め、「(口)に掲げるものを除く」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからヘまでとする。</td> </tr> <tr> <td>第十二条第六項の改正規定</td> <td>第十五条第一号中「ロ並びに」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からヘまでとする。</td> </tr> <tr> <td>第十八条第一号ハからトまで</td> <td>第十五条第一号ハからトまで</td> </tr> <tr> <td>第一号ハからヘまで</td> <td>第一号ハからヘまで</td> </tr> </table> <p><b>理由</b></p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p><b>1 法の題名を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改めるとともに、独立行政法人の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」(以下「研究所」という)に改めること。</b></p> <p><b>2 研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もつて国民保健の向上に資することを目的とするものとすること。</b></p> <p><b>3 研究所は、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究等の業務を行うものとすること。</b></p> <p><b>4 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究又は試験の実施を求めるができるものとすること。</b></p> <p><b>5 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、こ</b></p> <p><b>正する法律案(内閣提出)に関する報告書</b></p> <p><b>議案の目的及び要旨</b></p> <p>本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p><b>1 法の題名を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改めるとともに、独立行政法人の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」(以下「研究所」という)に改めること。</b></p> <p><b>2 研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もつて国民保健の向上に資することを目的とするものとすること。</b></p> <p><b>3 研究所は、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究等の業務を行うものとすること。</b></p> <p><b>4 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究又は試験の実施を求めるができるものとすること。</b></p> <p><b>5 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、こ</b></p>	第十五条第一号	第十五条第一号口を削り、同号ハ	第十八条及び附則	中「二」を「ハ」に改め、「(口)に掲げるものを除く」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからヘまでとする。	第十二条第六項の改正規定	第十五条第一号中「ロ並びに」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からヘまでとする。	第十八条第一号ハからトまで	第十五条第一号ハからトまで	第一号ハからヘまで	第一号ハからヘまで
第十五条第一号	第十五条第一号口を削り、同号ハ									
第十八条及び附則	中「二」を「ハ」に改め、「(口)に掲げるものを除く」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからヘまでとする。									
第十二条第六項の改正規定	第十五条第一号中「ロ並びに」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からヘまでとする。									
第十八条第一号ハからトまで	第十五条第一号ハからトまで									
第一号ハからヘまで	第一号ハからヘまで									

第四章 医療分野の研究開発の推進（第十八

条 · 第十九条

第五章 健康・医療戦略推進本部（第二十一条）

卷之三

第一章 概則

(目的)

報 (号外)

おいて同じ。)を用いた医療(以下「世界最高水準の医療」という。)の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備(以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。)を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となつてゐることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講すべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「健康・医療

（国の責務）  
わなければならない。  
第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）  
第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（研究機関の責務）  
第五条 大学、研究開発法人(研究開発システム

(健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務)

第七条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者(次条、第十二条及び第十六条において単に「事業者」という。)は、基本理念にのつとり、自ら研究開発に努めるとともに、第三条の規定に基づき国が実施する施設及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならぬ。

(連携の強化)

第八条 国は、国、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者が相互に連携を図りながら協力をすることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の効果的な実施が図られるることに鑑み、これらの者の間の連携の強化

**(研究開発の環境の整備)**

第十二条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

**(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)**

第十三条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たっては、法令及び研究開発に関する行政指導指針(行政手続法平成五年法律第八十八号)第二条第八号の行政指導指針をいう。)を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行わなければならない。

並びに人材の育成に積極的に努めなければならぬ。  
2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに当たつては、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

(医療機関の責務)

第六条 医療機関は、基本理念にのつとり、第三条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(健康・医療に関する先端的研究開発及び新産

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進及びその成果の普及実用化を図るため、医療分野の研究開発に関する基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の環境の整備)

の改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。(その他の研究機関(以下単に「研究機関」という。)は、基本理念にのとり、医療分野の研究開発及びその成果の普及

に必要な施策を講ずるものとする。  
(法制上の措置等)  
第九条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するたゞ必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。





外(号)

2 基本的施策	つつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行わなければならないものとすること。
3 健康・医療戦略	基本的施策として、研究開発の推進及び環境の整備、研究開発の公正かつ適正な実施の確保、研究開発成果の実用化のための審査体制の整備、新産業の創出及び海外展開の促進、教育の振興、人材の確保等を規定すること。
4 健康・医療戦略の推進体制	政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとすること。
5 医療分野研究開発推進計画	健康・医療戦略推進本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定するものとすること。
6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。	この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。
二 議案の修正議決理由	本案は、健康長寿社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるもので、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

2 政府は、○前項に定める事項のほか、○この法律の施行後五年以内に、こ	品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるもので、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
〔別紙〕	〔別紙〕

平成二十六年四月九日	二 臨床研究等の推進・活性化のため、国際共同治験にも対応できる臨床研究・治験のための拠点整備に努めるとともに、倫理・医学統計の専門的な人材の育成を急ぐこと。
衆議院議長 伊吹 文明殿	三 医薬品や医療機器に関する企業・団体から透明性が確保された拠金を原資として、臨床研究の推進に資するための組織を公的機関内に整備することについて検討を行い、適切な措置を講ずること。
〔別紙〕	四 臨床研究における不正防止の取組を推進するため、独立行政法人日本医療研究開発機構は、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めること。
(検討)	五 健康医療情報を健康・医療に関する研究開発に有効活用するため、これら的情報の適切な電子化及び研究開発の目的に応じた統合について

附 則	六 第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(検討)	七 医療分野の研究開発における重点領域の設定に当たっては、国民・患者のニーズも踏まえること。
	八 創薬支援業務等に関する独立行政法人医薬基盤研究所から独立行政法人日本医療研究開発機構への業務移管、特に創薬支援ネットワークの本部機能の円滑な移行に向け万全を期すこと。また、医療機器の開発を進めるため、大学、研究開発法人、その他の研究機関及び企業等からなるネットワークの設立に向けての検討を進めること。
	九 機構の役員の選任に当たっては、幅広い視点と中長期的な視点から公正な判断ができる人材の登用に努めること。また、公募を経て選定された場合を除いては、公務員OBを役員に選任することを認めないこと。
	十 この法律の施行後五年以内に、独立行政法人日本医療研究開発機構の組織の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## 独立行政法人日本医療研究開発機構法案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 独立行政法人日本医療研究開発機構法

## 目次

## 第一章 総則(第一条～第六条)

## 第二章 役員及び職員(第七条～第十五条)

## 第三章 業務等(第十六条～第十七条)

## 第四章 雑則(第十八条～第二十一条)

## 第五章 罰則(第二十二条～第二十四条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本医療研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

## 第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

## (資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## (名称の使用制限)

第六条 機構でない者は、日本医療研究開発機構

下「機構」という。)は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を

第七条 機構に、役員として、その長である理事

## (役員)

3 理事の任期は、理事長が定める期間(その末

## 独立行政法人日本医療研究開発機構法案及び同報告書

日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

## 2

機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

## 3

(役員の任命に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

## 4

第八条 主務大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同

## 5

条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

## 6

(理事の職務及び権限等)

## 7

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

## 8

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

## 9

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

## 10

(役員の任期)

## 11

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項及び第十七条第一項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

## 12

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同一項目に規定する中期目標が変更された場合において、中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

## 13

(機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について)

## 14

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 15

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員(いかななる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 16

2 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 17

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 18

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 19

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 20

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 21

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 22

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 23

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 24

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 25

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 26

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 27

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 28

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 29

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律  
第十一号)第十二条及び第十二条とする。

(秘密保持義務)  
第十四条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)  
第十五条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)  
第二章 業務等  
(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。  
(積立金の処分)

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十七条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けた

ときは、その変更後のもの)の定めるところに限り、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項の場合における通則法第二

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)  
第四章 雜則  
(主務大臣等)  
第十八条 機構に係るこの法律(第八条(附則第四条において準用する場合を含む。)を除く。)及び通則法(第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条规定を除く。)における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十九条 機構に係るこの法律(第八条(附則第四条において準用する場合を含む。)を除く。)及び通則法(第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条规定を除く。)における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした機構の役員は、二十

万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十七条第一項の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、そ

の承認を受けなかつたとき。

三 第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万

円以下の過料に処する。

四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

二十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

三十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

四十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

五十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

六十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

七十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十七 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十八 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

八十九 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十一 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十二 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十三 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十四 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十五 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

日から施行する。

九十六 第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一

- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所の権利義務の承継等)

第三条 機構の成立の際、附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第二百三十五号)第十五条第一号口及び第三号に掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬基盤研究所(次項及び第四項において「基盤研」という。)が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に機構が承継する。

2 前項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

4 基盤研は、第一項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、第二項の規定により機構に対し出資された額に対応する額として厚生労働大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

(役員となるべき者の指名の際の健康・医療戦略推進本部の関与)

第四条 第八条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者及び監

- 事となるべき者の指名について準用する。  
(名称の使用制限に関する経過措置)
- 第五条 この法律の施行の際現に日本医療研究開発機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部改正)  
第八条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を次のように改正する。

第十五条第一号口を削り、同号ハ中「二二」を「ハ」に改め、「(口に掲げるものを除く。)」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからヘまでとする。

第十八条第一号中「口並びに」を削り、同条第二号中「第十五条第一号ハからトまで」を「第十五条第一号口からヘまで」に改める。

附則第十二条第六項中「第十五条第一号ハからトまで」を「第十五条第一号口からヘまで」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第九条 研究開発システムの改革の推進等による

研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

### 一 独立行政法人日本医療研究開発機構

#### 理由

研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 独立行政法人日本医療研究開発機構法案 (内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものである。

#### 二 独立行政法人日本医療研究開発機構法案 (内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

1 機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及び成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発

推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関(以下単に「研究機関」という。)の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とすること。

2 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができるものとすること。

3 業務の範囲

(一) 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。

(二) (一)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(三) 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。

(四) (一)から(三)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣等

(一) 機構に係るこの法律及び独立行政法人通則法(二)以外のものにおける主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とすること。

(二) 機構に係る役員の任命及び解任に関する事項における主務大臣は、内閣総理大臣とすること。

(三) 機構に係る独立行政法人通則法における主務省は、内閣府とすること。

5 健康・医療戦略推進本部の関与

(一) 主務大臣は、理事長及び監事を任命しようとすることは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならぬものとすること。



第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した二千十二年四月二十七日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表を想起し、  
協定を改正することを希望して、  
次とのおり協定した。

#### 第一条

協定前文第十五段落から第九段落までを削り、第四段落の次に次の六段落を加える。

日米安全保障協議委員会が二千十二年四月二十七日付けの共同発表（以下「共同発表」という。）においてロードマップにその概要が示された計画であつて調整されたもの、共同発表並びに一千十三年四月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかりており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかっていることを想起して、

協定第一條1中「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」を「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

第三条  
協定第二條中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

第四条  
協定第三条を削る。

第五条  
協定第四条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。  
当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

共同発表において、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の二千十二会計年度ドルで八十六億合衆国ドル（八、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル（二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）（合衆国の二千十二会計年度ドルで三十一億二千百八十八万七千八百五十五合衆国ドル（三、一二一、八八七、八五五ドル））の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、

#### 第四条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提

また、共同発表において、合衆国が第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を拠出し、及びかかる追加の費用も拠出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の大衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。)を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもつて好意的に考慮する。

#### 第七条

協定第九条2を次のように改める。

- 第二条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金(①合衆国の資金及び②第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。)が利用可能であることを条件とする。

#### 第八条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第一条1の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

#### 第九条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
岸田文雄  
小野寺五典

アメリカ合衆国政府のために  
ジョン・F・ケリー  
チャック・ヘーゲル

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求める件及び同報告書

#### 一 本件の目的及び要旨

政府は、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に示された在日米軍再編計画が平成二十四年四月二十七日の日米安全保障協議委員会共同発表(以下「共同発表」という。)により調整されたこと等を踏まえ、平成二十一年二月に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正するため、平成二十五年四月以來、アメリカ合衆国政府との間で交渉を行つてきた。その結果、議定書の案文について最終的な合意を見るに至つたので、同年十月三日に東京において、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、ロードマップに示された在日米軍再編計画により調整され、グアムに移転する部隊構成及び人數等について見直しが行われたこと等を踏まえ、協定を部分的に改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 沖縄からグアムへ移転する第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の人数に係る規定について、「要員約八千人及びその家族約九千人」を「要員及びその家族」に改めること。
- アメリカ合衆国政府は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための資金(合衆国の資金及び日本国が提供した資金)が利用可能であることを条件として、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基地を整備する合衆国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとること。
- 移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかるてはいる旨の規定を削除すること。
- アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する移転のための事業にも使用できることとし、当該施設には訓練場を含めることができること。
- アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場(その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。)を使用するための日本国政府による要請を、合理的

なアクセスを認める意図をもつて好意的に考慮すること。

#### 6 この議定書の効力が生ずる日前又は以後に

日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認されること。

なお、本議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されたことを通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施を確実なものとするものであり、これにより、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄

**武器貿易条約の締結について承認を求めるの件**

右  
国会に提出する。

平成二十六年二月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

**武器貿易条約の締結について承認を求めるの件**

前文

この条約の締約国は、  
国際連合憲章の目的及び原則に従い、

世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進することを目的とする国際連合憲章第二十六条の規定を想起し、通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶するとともに、通常兵器の不正な市場への流出又は認められない最終用途への若しくは認められない最終使用者による流用（テロリズムの行為の実行への流用を含む。）を防止することの必要性を強調し、通常兵器の国際貿易に関する各国の政治上、安全保障上、経済上及び商業上の正当な利益を認識し、全ての国が専ら自国の領域内で自国の法律上又は憲法上の制度により通常兵器を規制し、及び管理する主権的権利を有することを再確認し、

平和及び安全、開発並びに人権が国際連合及びその関連機関の活動の支柱を成し、並びに集団的安全保障の基盤であることを認め、また、開発、平和及び安全並びに人権が相互に関連し、かつ、相互に補強し合うものであることを認識し、一千九百九十一年十二月六日の国際連合総会決議第三十六号H（第四十六回国会期）に関連する国際的な武器の移転に関する国際連合軍縮委員会の指針を想起し、

この条約は、通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものである。我が国がこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、通常兵器の国際貿易の管理に関する国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

よつて、この条約を締結することいたしたい。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成二十六年度は、一般会計予算防衛省所管に、在沖米海兵隊のグアムへの移転事業への資金拠出等として十四億円が計上されている。

右報告する。

平成二十六年四月九日

外務委員長 鈴木 俊一

武器貿易条約

衆議院議長 伊吹 文明殿

識し、  
文民（特に女性及び児童）が、武力紛争及び武力による暴力によって悪影響を受ける者の大多数を占めるこれが、この案件を提出する理由である。

ことに留意し、

武力紛争の犠牲者が直面する課題並びにこれらの者が十分な看護、リハビリテーション並びに社会的及び経済的に包容されることを必要とすることを認識し、

この条約のいかなる規定も、各国がこの条約の趣旨及び目的を促進するための追加的かつ効果的な措置を維持し、及び採用することを妨げるものではないことを強調し、

レクリエーション、文化、歴史及びスポーツに係る活動のためのある種の通常兵器の正当な貿易並びに合法的な所有及び使用（当該貿易、所有及び使用が法律により許可され、又は保護される場合に限る。）に留意し、

締約国によるこの条約の実施に当たり要請に応じて当該締約国を援助する上で、地域的機関が果たすことができる役割に留意し、

この条約の趣旨及び目的についての意識を高め、並びにその実施を支援する上で、市民社会（非政府機関

を含む。）及び産業が果たすことができる自発的及び積極的な役割を認識し、

通常兵器の国際貿易の規制及び通常兵器の流用の防止が、平和的目的のための国際協力並びに物品、装置及び技術の正当な貿易を妨げるべきでない」とを認め、

この条約への普遍的な参加が達成されることが望ましいことを強調し、

全ての国が国際連合憲章第五十一条の規定において認められる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有し、同憲章第二条3に定めるところにより国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、同条4に定めるところにより国際関係において武力による威嚇又は武力の行使をいかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎み、同条7に定めるところにより本質上いずれかの国が国内管轄権内にある事項に干渉せず、特に千九百四十九年のジュネーヴ諸条約に定めるところにより国際人道法を尊重しかつその尊重を確保するとともに、特に同憲章及び世界人権宣言に定めるところにより人権を尊重しかつその尊重を確保し、全ての国がそれぞれの国際的義務に基づく通常兵器の国際貿易の効果的な規制及びその流用の防止の責任並びにそれぞれの国内的な管理制度の確立及び実施の第一義的な責任を有し、自衛の権利の行使及び平和維持活動のための通常兵器の取得並びに通常兵器の生産、輸出、輸入及び移転を行う各国の正当な利益を尊重し、一貫性があり、客観的かつ無差別な方法でこの条約を実施するという原則に従つて行動することを決意

して、

次のとおり協定した。

### 第一条 趣旨及び目的

この条約は、国際的及び地域的な平和、安全及び安定に寄与し、人類の苦しみを軽減し、並びに通常兵器の国際貿易における締約国間の協力、透明性及び責任ある行動を促進し、もって締約国間の信頼を醸成するため、通常兵器の国際貿易を規制し、又はその規制を改善するための可能な最高水準の共通の国際的基準を確立すること並びに通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶し、並びに通常兵器の流用を防止することを目的とする。

### 第二条 適用範囲

1 この条約は、次の区分の全ての通常兵器について適用する。

- (a) 戦車
  - (b) 装甲戦闘車両
  - (c) 大口径火砲システム
  - (d) 戰闘用航空機
  - (e) 攻撃ヘリコプター
  - (f) 軍艦
  - (g) ミサイル及びその発射装置
  - (h) 小型武器及び軽兵器
- 2 この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」という。
- 3 この条約は、締約国が使用する通常兵器の国際的な移動であつて、当該締約国によつて又は当該締約国のために行われるものについては、適用しない。ただし、当該通常兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限る。

### 第三条 弾薬類

締約国は、前条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該弾薬類の輸出を許可する前に第

六条及び第七条の規定を適用する。

#### 第四条 部品及び構成品

締約国は、部品及び構成品の輸出が第二条1の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる場合において当該部品及び構成品の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、及び維持し、並びに当該部品及び構成品の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。

#### 第五条 実施全般

1 締約国は、この条約に規定する原則に留意して、一貫性があり、客観的かつ無差別な方法でこの条約を実施する。

2 締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（国内的な管理リストを含む。）を確立し、及び維持する。

3 締約国は、この条約の規定を最も広い範囲の通常兵器について適用することが奨励される。第二条1(a)

から(g)までの規定の対象となるいずれの区分についても、各国の定義は、この条約の効力発生時における国際連合軍備登録制度において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであつてはならない。第二条1(h)の規定の対象となる区分については、各との定義は、この条約の効力発生時における国際連合の関連文書において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであつてはならない。

4 締約国は、自国の国内法に従い、その国内的な管理リストを事務局に提供し、事務局は、これを他の締約国に供する。締約国は、その管理リストを公の利用に供することが奨励される。

5 締約国は、この条約の規定を実施するために必要な措置をとるものとし、第二条1の規定の対象となる通常兵器並びに第三条及び前条の規定の対象となる物品の移転を規制する効果的な及び透明性のある国内的な管理制度を備えるため、権限のある当局を指定する。

6 締約国は、この条約の実施に関する事項に関する情報を交換するための一又は二以上の自国の連絡先を指定する。締約国は、第十八条の規定により設置される事務局に対し、自国の連絡先を通報し、及びその情報を常に最新のものとする。

#### 第六条 禁止

1 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の

移転が、国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）に違反する場合には、当該移転を許可してはならない。

2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の移転が、自國が当事国である国際協定に基づく自國の関連する国際的な義務（特に、通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの）に違反する場合には、当該移転を許可してはならない。

3 締約国は、第一条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の移転について許可を与えるとする時において、当該通常兵器又は物品が集団殺害、人道に対する犯罪、千九百四十九年のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、民用物若しくは文民として保護されるものに対する攻撃又は自國が当事国である国際協定に定める他の戦争犯罪の実行に使用されるであろうことを知っている場合には、当該移転を許可してはならない。

#### 第七条 輸出及び輸入評価

1 輸出が前条の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の輸出であつて、自國の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従って行われるものについて許可を与えるとする前に、関連要素（輸入を行う締約国から次条1の規定に従つて提供される情報を含む。）を考慮し、客観的かつ無差別な方法で、当該通常兵器又は物品が有する次の可能性について評価を行う。

- (a) 平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性
- (b) 次のいずれかの目的のために使用される可能性

- (i) 國際人道法の重大な違反を犯し、又はこれを助長する」と。
- (ii) 國際人権法の重大な違反を犯し、又はこれを助長する」と。
- (iii) 当該輸出を行う国が当事国であるテロリズムに関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。
- (iv) 当該輸出を行う国が当事国である国際的な組織犯罪に関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

輸出を行う締約国は、1(a)又は(b)の規定において特定される危険性を緩和するために実施され得る措置、例えば、信頼の醸成のための措置又は輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画

があるか否かを検討する。

3 輸出を行う締約国は、1の評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、1に規定するいざれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。

4 輸出を行う締約国は、1の評価を行うに当たり、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品が性別に基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するために使用される危険性を考慮する。

5 輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器又は第三条若しくは第四条の規定の対象となる物品の輸出のための全ての許可が、詳細なものであり、かつ、当該輸出に先立つて与えられることを確保するための措置をとる。

6 輸出を行う締約国は、自国の法律、慣行又は政策に従うことを条件として、輸入を行う締約国及び通過又は積替えが行われる締約国の要請に応じ、当該輸出に係る許可に関する適切な情報を利用に供する。

7 輸出を行う締約国は、許可を与えた後に新たな関連する情報を知った場合には、適当なときは輸入を行う国との協議の後、当該許可について評価を見直すことが奨励される。

#### 第八条 輸入

1 輸入を行う締約国は、輸出を行う締約国が前条の規定に基づき国内の輸出評価を行うことを支援するため、輸出を行う締約国の要請に応じ、適切な及び関連する情報が自国の国内法に従つて提供されることを確保するための措置をとる。その措置には、最終用途又は最終使用者に係る文書の提供を含めることができる。

2 輸入を行う締約国は、第一條1の規定の対象となる通常兵器の輸入であつて自国の管轄の下で行われるものが必要なときに規制することを可能とする措置をとる。その措置には、輸入に係る諸制度の整備を含めることができる。

3 輸入を行う締約国は、自国が最終仕向国である場合には、輸出を行う締約国に対し、検討中の又は既に与えられた輸出許可に關する情報を要請することができる。

#### 第九条 通過又は積替え

締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の通

過又は積替えであつて、自国の管轄の下で行われるものを作成するための適切な措置をとる。

#### 第十一条 仲介

締約国は、自国の国内法に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の仲介であつて自国の管轄の下で行われるものを作成するための措置をとる。その措置には、仲介者に対し、仲介に従事する前に登録又は書面による許可の取得を要求することを含めることができる。

#### 第十二条 流用

1 第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転に關する締約国は、当該通常兵器の流用を防止するための措置をとる。

2 輸出を行う締約国は、当該輸出についての流用の危険性を評価すること並びに信頼の醸成のための措置、当該輸出を行う国及び輸入を行う国が共同で作成し、合意した計画等の危険性の緩和のための措置が実施されるか否かを検討することにより、第五条2の規定に従つて確立される国内的な管理制度を通じ、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用を防止するよう努める。防止のための他の措置には、適当な場合には、当該輸出に關する当事者の調査、追加的な文書、証明書及び保証の要求、輸出を許可しないことその他の適切な措置を含めることができる。

3 輸入を行う締約国、通過が行われる締約国、積替えが行われる締約国及び輸出を行う締約国は、自国の国内法に従い、適当かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転についての流用の危険性を緩和するため、協力し、及び情報を交換する。

4 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されたものの流用を探知する場合には、自国の国内法及び国際法に従い、当該流用に對処するための適切な措置をとる。その措置には、影響を受ける可能性のある締約国に警報を発すること、仕向地が変更された当該通常兵器の貨物を調査すること並びに捜査及び法令の実施を通じて事後措置をとることを含めることができる。

5 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用の更なる把握及び防止のため、流用に對処するための効果的な措置について関連する情報を相互に共有することが奨励される。当該情報は、不正な活動（腐敗行為、国際的な取引の経路、不正な仲介者、不正な供給源、秘匿のための方法、一般的な発送地点又は組織された集団が從事する流用における仕向地を含む。）に関する情報を含み得る。

6 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用に対処するに当たつてとられた措置について、事務局を通じ他の締約国に報告することが奨励される。

#### 第十二条 記録の保存

- 1 締約国は、自国の国内法令に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際の輸出に関する国の記録を保持する。
- 2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて、最終仕向地として自国の領域に移転されたもの又はその管轄の下にある領域を通過し、若しくは当該領域において積み替えることを許可されたものについて、記録を保持することが奨励される。

- 3 締約国は、適当な場合には、1及び2に規定する記録に、第二条1の規定の対象となる通常兵器の数量、価値、モデル又は型式及び許可された国際的な移転（実際に移転された通常兵器並びに輸出を行う国、輸入を行う国、通過又は積替えが行われる国及び最終使用者の詳細を含める）ことが奨励される。
- 4 記録は、少なくとも十年間、保存するものとする。

#### 第十三条 報告

- 1 締約国は、この条約が第二十二条の規定に従い自国について効力を生じた後一年以内に、この条約の実施のためにとられた措置（国内法、国内的な管理リスト並びに他の規則及び行政措置を含む。）について事務局に最初の報告を提出する。締約国は、適当な場合には、この条約の実施のためにとられた新たな措置について事務局に報告する。これらの報告は、閲覧することができるものとし、事務局が締約国に配布する。
- 2 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器であつて移転されるものの流用に対処する上で効果的であることが判明した措置に関する情報を事務局を通じ他の締約国に報告することが奨励される。
- 3 締約国は、毎年五月三十一日までに、第二条1の規定の対象となる通常兵器の前曆年における許可され事務局が締約国に配布する。事務局に提出される報告には、当該報告を提出する締約国が関連する国際連合の枠組み（国際連合軍備登録制度を含む。）に提出した情報と同一の情報を含めることができる。報告には、商業上機密な情報又は国家の安全保障に関する情報を含めないことができる。

- 14 条 執行

締約国は、この条約の規定を実施する国内法令を執行するための適切な措置をとる。

#### 第十五条 國際協力

- 1 締約国は、それぞれの安全保障上の利益及び国内法に反することなく、この条約を効果的に実施するため相互に協力する。
  - 2 締約国は、国際協力を促進すること（それぞれの安全保障上の利益及び国内法に基づきこの条約の実施及び適用に関する相互の関心事項について情報を交換することを含む。）が奨励される。
  - 3 締約国は、相互の関心事項について協議すること及び適当な場合にはこの条約の実施を支援するために情報を共有することが奨励される。
  - 4 締約国は、自国の国内法に従い、この条約の規定の各國における実施の援助（不正な活動及びこれを行う者に関する情報の共有を通じて行われるものと含む。）のため並びに第二条1の規定の対象となる通常兵器の流用の防止及び根絶のために協力することが奨励される。
  - 5 締約国は、相互に合意する場合には、自国の国内法に反することなく、この条約に従つてとられる各国の措置の違反に関する捜査、訴追及び司法手続について相互に最大限の援助を与える。
  - 6 締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転が腐敗行為の対象となることを防止するため、国内措置をとり、及び相互に協力することが奨励される。
  - 7 締約国は、この条約のあらゆる側面について得られた教訓に関する経験を共有し、及び情報を交換することができる。
- 16 条 國際的援助
- 1 締約国は、この条約を実施するに当たり、援助（司法上又は立法上の援助、制度上の能力の構築及び技術的、物的又は財政的な援助を含む。）を求めることができる。求めることができるとする援助には、貯蔵管理、武装解除、動員解除及び社会復帰の計画、法令のひな型並びに条約の実施の効果的な方法に関するものが含まれる。このような援助を提供することができる締約国は、要請に応じて当該援助を提供する。
  - 2 締約国は、特に、国際連合、国際的、地域的若しくは小地域的な機関、國の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で、援助を要請し、提案し、又は受けができる。
  - 3 この条約を実施するための国際的な援助を要請する締約国を援助するため、締約国により任意の信託基金が設置される。締約国は、当該基金に拠出することが奨励される。

## 官 報 (号 外)

### 第十七条 締約国会議

- 1 締約国会議は、次条の規定により設置される暫定事務局によりこの条約の効力発生の後一年以内に招集され、その後は締約国会議によって決定される時に招集される。
- 2 締約国会議は、第一回会合においてコンセンサス方式により手続規則を採択する。
- 3 締約国会議は、同会議のための財政規則及び同会議が設置する補助機関の予算を規律する財政規則並びに事務局の任務の遂行を規律する財政規定を採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。
- 4 締約国会議は、次の任務を遂行する。
  - (a) この条約の実施状況（通常兵器の分野における動向を含む。）の検討
  - (b) この条約の実施及び運用、特にその普遍性の促進に関する勧告の検討及び採択
  - (c) 第二十条の規定に基づくこの条約の改正の検討
  - (d) この条約の解釈から生ずる問題の検討
  - (e) 事務局の任務及び予算の検討及び決定
  - (f) この条約の機能の改善のために必要な補助機関の設置の検討
  - (g) この条約に適合するその他の任務
- 5 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいづれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

### 第十八条 事務局

- 1 この条約により、この条約の効果的な実施において締約国を援助するため、事務局を設置する。締約国会議の第一回会合が開催されるまでの間は、暫定事務局がこの条約に定める運営上の任務について責任を負う。
- 2 事務局は、適切な人数の職員を有する。職員は、事務局が3に規定する責任を効果的に遂行することができるることを確保するために必要な専門知識を有するものとする。
- 3 事務局は、締約国に対して責任を負うものとし、最小限の組織で、次のことについて責任を遂行する。
  - (a) この条約により義務付けられる報告を受領し、閲覧に供し、及び配布すること。
  - (b) 国内の連絡先の一覧表を保持し、及び締約国の利用に供すること。

### 第十九条 紛争解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関して締約国間に生ずることがある紛争の解決を追求するために協議し、及び相互の合意により交渉、仲介、調停、司法的解決その他の平和的手段を通じて協力する。
- 2 締約国は、相互の合意により、この条約の解釈又は適用に関する問題についての締約国間の紛争を解決するために仲裁を求めることができる。
- 3 締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択される。この条の規定の適用上、「出席し、かつ、投票する締約国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投げる締約国をいう。寄託者は、採択された改正を全ての締約国に送付する。
- 4 3の規定に従つて採択された改正は、当該改正が採択された時に締約国であった国が受諾書を寄託した日の後九十日で、その受諾書を寄託した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、当該改正の受諾書を寄託する他のいづれの締約国についても、その寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

官 報 (号 外)

第二十一条 署名、批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、二千十三年六月三日からその効力が生ずるまでの期間、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。
- 3 この条約は、その効力発生の後、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。
- 4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第二十二条 効力発生

- 1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。
- 2 この条約は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第二十三条 暫定的適用

- 1 いづれの国も、自国の署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約が自国について効力を生ずるまでの間第六条及び第七条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第二十四条 有効期間及び脱退

- 1 この条約の有効期間は、無期限とする。
- 2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、寄託者に対してその旨を通告し、寄託者は、他の全ての締約国にその旨を通報する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての説明を記載することができる。脱退の通告は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、寄託者が当該脱退の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。
- 3 いづれの国も、その脱退を理由として、この条約の締約国であつた間のこの条約に基づく義務（その間に生じた財政上の義務を含む。）を免除されない。

第二十五条 留保

- 1 各国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、留保を付することができます。ただし、当該留保がこの条約の趣旨及び目的と両立する場合に限る。
- 2 締約国は、その留保を寄託者に宛てた通告によりいつでも撤回することができる。

第二十六条 他の国際協定との関係

第二十七条 寄託者

- 1 この条約の実施は、締約国が当事国である既存又は将来の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。
- 2 この条約は、この条約の締約国との間で締結された防衛協力協定を無効とする根拠として引用してはならない。

第二十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

二千十三年四月二日にニューヨークで作成された。

(号外)

武器貿易条約の締結について承認を求める  
の件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

通常兵器の不正な取引が、各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらすところから、平成十八年から国際連合において、通常兵器の移転の規制に関する高い水準の国際的な基準を規定する武器貿易条約に関する検討が行われてきた。平成二十五年三月に開催された武器貿易条約最終国連会議では、一部の国の反対により条約案は採択されなかつたため、我が国を含む多数の国が最終国連会議でまとめられた条約案と同内容のものを採択するため第六十八回国連会に共同で決議案を提出した。同決議案は、平成二十五年四月一日、国連会議において賛成多数により可決し、同条約案が採択された。

本条約は通常兵器の不正な取引等を防止することを目的として、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のため、通常兵器の国際貿易の規制等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、通常兵器の不正な取引の防止等を目的とすること。
- 2 この条約は、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置並びに小型武器及び軽兵器の八区分の全ての通常兵器（以下「対象兵器」という。）について適用すること。
- 3 この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」ということ。
- 4 この条約は、締約国が使用する対象兵器の国際的な移動であつて、当該締約国によつて又は当該締約国のために行わるものについて

ては、当該対象兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限り、適用しないこと。

5 締約国は対象兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類及び対象兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び構成品（以下「弾薬類等」という。）の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、維持すること。

6 締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（国内的な管理リスト）を含むことを確立し、維持すること。

7 締約国は、対象兵器又は弾薬類等の移転が、国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）に違反する等の場合には、当該移転を許可してはならないこと。

8 輸出が7の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、対象兵器又は弾薬類等の輸出であつて、自国の管轄下で、かつ、その国内的な管理制度に従つて行われるものについて許可を与えようとする前に、対象兵器又は弾薬類等が平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性並びに国際人道法又は国際人権法の重大な違反を犯すこと等の目的のために使用される可能性について評価し、危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、いずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならないこと。

9 締約国は、対象兵器の輸入、通過、積替え及び仲介を規制するための措置をとること。

- 10 対象兵器の移転に関与する締約国は、当該対象兵器の流用を防止するための措置をとること。

なお、本条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書が寄託された日の後九十日で効力を

生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、通常兵器の国際貿易の管理に関する国際協力を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年四月九日

衆議院議長 伊吹 文明殿 外務委員長 鈴木 俊一

官 報 (号 外)

平成二十六年四月十日

衆議院会議録第十六号

四八

明治三十五年三月三十一日  
郵便物認可

發行所	二東京一〇五一八四四二五丁目
獨立行政法人國立印刷局	
電話	03(3587)4294